

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

鹿児島県人事委員会



人 委 第 6 6 号

令和 4 年 10 月 4 日

鹿 児 島 県 議 会 議 長 田 之 上 耕 三 殿

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一 殿

鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 西 啓 一 郎

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

本 委 員 会 は ， 地 方 公 務 員 法 第 8 条 ， 第 14 条 及 び 第 26 条 の 規 定 に 基 づ き ， 職 員 の 給 与 等 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し ， 併 せ て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 し ま す 。

こ の 勧 告 の 実 現 の た め ， 速 や か に 所 要 の 措 置 を と ら れ る よ う 要 請 し ま す 。

目 次

別紙第 1	報 告	-----	1
第 1	職員の給与	-----	1
第 2	民間の給与	-----	2
第 3	職員の給与と民間の給与との比較	-----	3
第 4	生計費及び物価	-----	4
第 5	職員と国家公務員との給与比較	-----	4
第 6	人事院の報告及び勧告の概要	-----	4
第 7	職員の給与の改定	-----	5
第 8	人事管理・公務運営の改善	-----	6
第 9	むすび	-----	14
別紙第 2	勧 告	-----	15

参考資料

- 1 職員給与実態調査結果
- 2 職種別民間給与実態調査結果
- 3 生計費関係
- 4 労働経済関係
- 5 人事院の報告及び勧告の概要

報

告

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるため、職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与その他の勤務条件や生計費などの諸事情について調査・検討を行ってきたが、その概要は次のとおりである。

第 1 職員の給与

令和 4 年 4 月における職員給与の支給状況等について、行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、医療職（三）、海事職、教育職（一）、教育職（二）、教育職（三）及び公安職の 10 の給料表の適用を受けている全職員を対象とした「職員給与実態調査」を行った。

調査結果の概要を、全職員と行政職給料表適用職員別に示すと、次表のとおりである。

区 分		全 職 員	行政職給料表 適 用 職 員
人 員		22,389 人	5,385 人
平 均 年 齢		43.1 歳	42.1 歳
平 均 経 験 年 数		21.1 年	20.6 年
学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	74.1 %	65.4 %
	短 大 卒	12.2 %	8.7 %
	高 校 卒	13.6 %	25.6 %
	中 学 卒	0.1 %	0.3 %
性 別 構 成 比	男	62.2 %	69.6 %
	女	37.8 %	30.4 %
平 均 扶 養 親 族 数		1.1 人	1.0 人
平 均 給 与	給 料	354,751 円	316,227 円
	扶 養 手 当	11,117 円	10,046 円
	住 居 手 当	8,095 円	6,893 円
	そ の 他	19,942 円	16,645 円
	合 計	393,905 円	349,811 円

- (注) 1 この表において、本年度の新規学卒の採用者を含むが、再任用職員は含まない。
2 詳細は、参考資料第 1 表から第 13 表のとおりである。

第2 民間の給与

1 調査の概要

本委員会は、職員の給与と民間事業所の従事者の給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間の482事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出された121事業所を対象に、人事院と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施した。

なお、一昨年、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

これらの事業所において、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種の3,293人について、本年4月分として個々の従事者に実際に支払われた給与月額等を実地に調査するとともに、教育関係等32職種の386人についても同様の調査を実施した。

また、給与改定の状況についても調査した。

2 調査の実施結果

(本年の給与改定の状況)

本年の民間事業所における給与改定の状況をみると、次表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.5% (昨年16.3%)、ベースアップを中止した事業所の割合は13.2% (同14.0%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0% (同0.0%) となっている。

また、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は84.1% (同88.7%) となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は17.5% (同25.7%)、減額となっている事業所の割合は2.3% (同1.8%) となっている。

その1 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	32.5	13.2	0.0	54.3
課 長 級	25.5	18.2	0.0	56.3

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

その2 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増 額	減 額	変化なし		
係 員	85.3	84.1	17.5	2.3	64.3	1.2	14.7
課 長 級	85.8	84.6	15.0	2.6	67.0	1.2	14.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第3 職員の給与と民間の給与との比較

1 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、次表のとおり、職員の給与が民間の給与を906円（0.25%）下回っていた。

県内民間給与①	職員給与 ②	較 差 ①-② $\left(\frac{①-②}{②} \times 100 \right)$
357,149円	356,243円	906円 (0.25%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、次表のとおり、所定内給与月額額の4.39月分（昨年4.28月分）となっており、職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数を上回っていた。

項 目	区 分		民間事業所の従業員
	下半年 (A1)	上半年 (A2)	
平均所定内給与月額	316,951円	317,864円	
特別給の支給額	678,730円	715,243円	
特別給の支給割合	2.14月分		
年間の支給割合			4.39月分

(注) 下半年とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から令和4年7月までの期間をいう。

備 考 職員の期末手当・勤勉手当の現行の年間支給月数は、4.30月である。

第4 生計費及び物価

1 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における鹿児島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ147,720円、163,300円及び178,870円となっている。(参考資料第22表)

2 物価指数

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国では2.5%、鹿児島市では1.4%の増となっている。(参考資料第23表)

第5 職員と国家公務員との給与比較

令和3年地方公務員給与実態調査(総務省)によると、令和3年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数*は、国家公務員を100とした場合、96.2となっており、全国の都道府県の中では低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況 (令和3年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上102未満	18
98以上100未満	23
98未満	4

鹿児島県	96.2
------	------

都道府県平均指数	99.9
----------	------

※ 全地方公共団体を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算した指数

第6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月8日、一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告を行ったが、その概要は参考資料58ページ～61ページのとおりである。

第7 職員の給与の改定

1 改定の基本方針

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の規定に基づき、民間事業所の従事者の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、国家公務員の給与水準、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与を2のように取り扱う必要があると判断した。

2 改定すべき事項等

(1) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定するだけでは民間給与との較差が解消されないことから、同様の状況にあった令和元年と同じく、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定する必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定する必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.30月）が民間の年間の支給割合（4.39月分）を下回っていることから、支給月数を0.05月ごとの区切りにより定める従来からの考え方に基づき、職員の年間支給月数を4.40月に改定する必要がある。本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月引き上げ、来年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても同様に改定する必要がある。

(3) その他の課題

職員の給与制度のあり方については、今後とも制度本来の趣旨や社会情勢の変化、国や他の都道府県の動向等を踏まえ、適宜・適切に見直しを行う必要がある。

第8 人事管理・公務運営の改善

1 人材の確保及び育成

(1) 優秀かつ多様な人材の確保

国においては、民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で国家公務員採用試験の申込者数が減少傾向にあり、優秀な人材を継続的に確保していくためには、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題であるとし、受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」の受験可能年齢の引下げ、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定することとしている。さらに、総合職試験（大卒程度試験）（「教養区分」以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢の引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設等、令和5年度内を目処に方針を決定することとしている。また、社会環境の急速な変化に的確に対応できる能力を有する人材を確保していくためには、公務と民間との間の人材の流動性を高め、民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことが重要であるとしている。

本県においては、職員の採用を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて、これまでも民間志向の新規学卒者を対象とした採用試験や民間企業等の職務経験者を対象とした採用試験の実施及び受験資格の緩和などに取り組んできているほか、高度の専門性を備えた民間人材の活用等の観点から、専門的知識・経験等を有する者を採用する任期付職員制度も導入しているところである。

また、受験者確保に向けては、これまでも職場見学や若手職員との意見交換を行うガイダンス、技術職の現場見学会等を実施しており、学生等との双方向によるコミュニケーションを深め、仕事内容や県職員としての成長と活躍をイメージしてもらうなど志望意欲の喚起に取り組んでいる。特に、受験者確保が難しくなっている技術職については、令和3年度に若手職員が技術系公務員の魅力をPRする動画やパンフレットを制作したほか、オンラインでの個別相談も開始したところである。

なお、国から県に対し中途採用の推進について要請があった就職氷河期世代を対象とした試験についても引き続き実施しているところである。

今後とも、求める人材像や公務の魅力、勤務環境等について、インターネットの活用も進めながら広く具体的に発信するなど、人材確保活動に積極的に取り組むとともに、採用試験の実施時期や試験区分等について国や他の都道府県の動向等も踏まえながら検討し、引き続き、優秀かつ多様な人材の確保に努める必要がある。

(2) 人材の育成

国においては、研修は、職場での人材育成を補完し、キャリア形成や各役職段階での能力発揮など、様々な場面で職業生活を支える重要なものであり、マネジメント能力の向上に重点をおいた研修の新設やキャリア形成支援の研修の充実など、多様で効果的な研修を幅広く提供し、有為な人材の育成を促進していくこととしている。

本県においては、これまでも職場の日常業務を通じた研修や職員の階層等に応じた研修、職員の選択による職務能力開発研修、国、市町村等との人事交流、民間企業や海外への派遣等を通じ、人材の育成に取り組んでおり、令和3年度からは、若手職員の資質向上を目的とした研修も実施している。

本年3月に策定された行財政運営指針では、人口減少等が進む中、今後も必要な行政サービスを安定的に提供していくためには、限られた行政資源を効果的・効率的に活用していく必要があることから、今後は、行政サービスを提供する人材・組織に関する取組がより重要になるとされている。

このようなことから、本年度からは管理職員のマネジメント能力の向上等に資する研修や職員が必要な研修メニューを自ら組み立てられる選択制のオンライン研修等を実施しているところである。

また、職員が自身のキャリア形成をイメージしつつ目標を設定し、日々の業務や自己啓発に取り組むことを支援する研修等の実施は、職員一人ひとりの能力が高まり成長するだけでなく、効率的な組織運営にとっても有用である。更に、このことは、やりがいを持って働ける魅力的な職場として、人材確保にも資するものと考えられる。

今後とも、職員の意欲と資質の更なる向上を図る観点から、研修の充実や人事交流等の推進により、高度化・多様化・複雑化する行政需要に対応できる人材の育成に、計画的かつ積極的に取り組む必要がある。

(3) 女性の登用の拡大

国においては、女性職員の登用拡大に向けては、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに人事配置や人材育成等が行われることが重要であることから、管理職員を対象とする研修等を通じて意識改革を推進していくこととしている。

本県においても、これまで女性職員のキャリア形成支援や登用の拡大等に努めてきているが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、女性活躍の観点から、女性の採用・登用の拡大やワーク・ライフ・バランスの推進に引き続き積極的に取り組んでいく必要がある。

(4) 障害者雇用に関する取組

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の理念等を踏まえ、受験資格要件の緩和等の見直しを行い、障害者を対象とする職員採用選考試験を実施しているほか、会計年度任用職員に積極的に任用するなど着実に取組が進んでいるものの、一部の機関において法定雇用率が達成されていない状況である。

引き続き、障害のある職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、法定雇用率が達成されていない機関においては、速やかな達成を目指す必要がある。

2 能力及び実績に基づく人事管理

国においては、個々の職員の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮するためには、人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映することが重要であるとし、昨年9月に人事評価制度の見直しが行われ、本年10月からは、職員の能力・実績をよりきめ細かく的確に把握するための評語の細分化などが施行されたところである。

本県においては、能力及び実績に基づく新たな人事評価制度が平成28年度から各任命権者において実施され、評価者と職員との面談が行われており、全ての職員について、評価結果の成績上位区分の給与への反映が、勤勉手当については令和元年12月期から、昇給については令和3年1月期から実施されているところである。

今後とも、評価の公正性や納得性の確保及び人材育成の観点から、評価者研修の充実や適切な評価結果のフィードバックの実施等に努めるとともに、評価結果の人事管理への更なる活用については、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、適切に取り組む必要がある。

3 良好な勤務環境の整備

質の高い行政サービスを提供し続けるためには、長時間労働の是正や仕事と生活の両立支援など、職員一人ひとりがやりがいを持って職務を遂行し、その能力を十分に発揮できる良好な職場環境の整備がより一層重要であり、このことは優秀で多様な人材の確保にも資するものである。

(1) 長時間労働の是正と柔軟な働き方

ア 超過勤務の縮減及び勤務時間の管理

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの実現等の観点から積極的に取り組むべき重要な課題であり、各任命権者においてはこれまでも様々な取組を進めてきたところである。

超過勤務については、原則として月45時間の範囲内（限度時間）、臨時的に

限度時間を超える場合であっても月100時間未満等（上限時間等）とされているが、公務の運営上真にやむを得ない場合は、限度時間又は上限時間等を適用しないこととされているところである。

昨年度においては、主に新型コロナウイルス感染症への対応などを要因として、上限時間等を超えた職員が更に増加した。新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、知事部局において、業務分担や職員配置の見直し、民間への業務委託等の必要な業務執行態勢の見直しが継続して行われている。

各任命権者においては、引き続き、業務執行態勢等の適時・適切な見直しを行うほか、超過勤務等の縮減のための指針や関係通知等に基づく取組の推進に努めるとともに、特に、限度時間又は上限時間等を超えて超過勤務を命じた場合には、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を確実にを行い、重点的に縮減方策を講じる必要がある。

また、管理監督職員においては、勤務時間管理におけるその役割を十分認識し、パソコンの使用時間の確認等を確実にを行い、事前命令・事後確認の徹底を図ることにより、より一層適正な勤務時間管理に取り組む必要がある。

超過勤務を命じる必要がある場合は、必要最小限のものとし、職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、職務遂行能力や勤務実態とあわせて、面談や日頃のコミュニケーション等を通じた個々の職員の置かれている事情の把握に努め、必要な業務指導や業務支援、業務配分の見直しなどの業務管理を適切に行うことが求められる。

さらに、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、職務遂行能力の向上を図りながら、常に計画的・効率的な業務の遂行に努めることが重要である。

イ 学校における働き方改革

学校における働き方改革の取組の一つである長時間勤務の削減方策として中長期的な取組等を定めた「学校における業務改善アクションプラン」に基づき、全県立学校へのタイムカードの導入による適正な勤務時間の管理、リフレッシュウィークや部活動休養日等の設定等、業務改善に向けた各般にわたる具体的な取組が、平成31年4月から3年間にわたって実施された。

同プランの最終フォローアップ調査では、正規の勤務時間を超える勤務が月45時間以内の職員の割合や「業務改善が進んでいる」と実感している職員の割合が増加するなど、一定の成果が見られており、引き続き効果的な取組を実施する必要がある。

教育職員の業務量の管理については、令和2年4月から、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が、原則として、月45時間の範囲内、一時的又

は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合であっても月100時間未満等とするよう条例及びサービスを監督する教育委員会の規則等により定められた。

同プランに基づく取組等により、長時間勤務の状況等は改善がみられるものの、依然として、月45時間を超える職員が存在していることから、任命権者においては、引き続き、国の動向等を注視するとともに市町村教育委員会と連携しながら、条例等に基づき、適正な勤務時間の管理、ストレスチェック及び産業医等による面接指導の実施、年次有給休暇等の取得促進など実効性のある取組を通じて、働き方改革の実現に向けた各種施策を着実に推進する必要がある。

また、管理監督職員においては、各職員の勤務状況の適正な把握に努めるとともに、各学校における業務改善の取組をより一層進めていく必要がある。

ウ 柔軟な働き方

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、各任命権者においては、時差出勤やテレワークなど新たな働き方の試行に取り組まれてきた。任命権者においては、今年度から、多様で柔軟な働き方による職員の仕事と家庭の両立を図るため、在宅勤務及び時差出勤について本格実施されたところであり、今後とも、両制度の更なる周知や活用しやすい職場環境の醸成に努める必要がある。

国においては、本年1月から、「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催しており、7月の中間報告において提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化については、令和5年4月から実施されるよう、人事院規則等の改正などの必要な措置を速やかに講ずるとされている。

本県においては、フレックスタイム制は導入されていないが、フレックスタイム制の取扱い及び休憩時間制度の柔軟化について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等を注視する必要がある。

また、今後、同研究会においては、テレワークや勤務間インターバル確保の方策について更に議論を深め、本年度内を目処に結論を得るべく、引き続き検討を進めていくこととされていることから、その動向を注視する必要がある。

テレワーク等の柔軟な働き方は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、長時間労働の是正や休暇取得促進とあわせて、働き方改革における重要な取組の一つとされていることから、各任命権者においては、現在実施している取組について、その

効果や課題の検証を行うとともに、国や他の都道府県の取組も参考にしながら、引き続き、職員が働きやすい環境整備に向けた取組を積極的に進めていくことが重要である。

(2) 仕事と生活の両立支援等

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が続く我が国において、育児や介護などの事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。

本県においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「特定事業主行動計画」等を踏まえ、男性が育児休業などを取得しやすい環境の整備をはじめとした取組を推進している。

国においては、育児休業の取得回数制限を緩和することなどを内容とする国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、地方公務員についても、国家公務員の改正内容に準じた地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたところである。

本県においては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、本年1月に不妊治療のための出生サポート休暇が新設され、4月からは、非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和されるとともに、任命権者による育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等が義務づけられたほか、10月からは、育児休業の取得回数制限の緩和等が実施されたところである。

特に、男性の育児休業取得については、本年5月に都道府県知事等に対し総務大臣書簡が発出され、改めて、男性職員が育児休業等をより取得しやすい職場環境づくりに向けて取り組むよう、依頼がなされたところである。男性の育児休業等の取得は、本人にとって、子育てに能動的に関わる契機として重要であるとともに、組織にとっても、多様な人材を生かすマネジメント力の向上や子育てに理解のある職場風土の形成等の観点から重要である。本県においては、各任命権者とも、前述の計画等で数値目標を掲げ、取組を進めることとしており、目標の達成に向けて、更なる取組の充実が求められる。

また、年次有給休暇の取得についても同計画等に掲げた目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組む必要がある。

なお、人事異動による生活・通勤環境への影響等の観点から、職員住宅については、鹿児島県公共施設等総合管理計画において、新規建設や建て替えは、民間の住宅供給の状況等を踏まえ、原則として行わないこととしているものの、離島など地域の特殊性を踏まえた上で、真に必要な場合は、民間住宅一括借上方式など個別に検討を行うとされており、同計画に沿った取組に努める必要がある。

各任命権者においては、今後とも、両立支援制度をより一層活用できるよう、更なる周知や育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成等に積極的に取り組む必要がある。

(3) 健康管理

職員の心身両面における健康の保持・増進は、健康管理という面はもとより、公務能率の向上という観点からも重要な課題であり、各任命権者においては、健康相談や産業医による面接指導など、長時間労働による健康障害防止を含め健康管理の取組を充実させるとともに、心の健康づくりにおいても、各種研修等の実施や相談体制の充実などに取り組んできたところである。

しかしながら、休職者のうち精神疾患を原因とする者の割合は依然として高い水準で推移しており、近年は、若手職員の割合が増加し、新型コロナウイルス感染症関連業務への従事を起因とする者も見られる。各任命権者においては、ストレスチェック制度の周知等に取り組むとともに、引き続き、メンタルヘルス不調者の発生防止や早期発見・早期対応、円滑な職場復帰支援、再発防止など計画的・継続的な対策の充実に一層努める必要がある。その際、それぞれの過程における取組が円滑に推進されるためには、管理監督職員においては、メンタルヘルス対策において果たすべき役割の重要性を理解し、日頃のコミュニケーション等を通して、メンタルヘルス不調者への気付きや、周りに相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、ストレスチェックの結果を職場環境の改善に積極的に活用するなどの取組を進めていく必要がある。

職員一人ひとりにおいても、正しい知識と理解を深め、セルフケアに取り組むことが重要である。

長時間労働による健康障害防止のための医師による面接指導については、引き続き、職員への周知を徹底し、制度の適正な運用を図る必要がある。

特に、若手職員や新型コロナウイルス感染症関連業務に従事する職員の休職者が増加傾向にある中で、これらの職員の心身の負担が過度となることのないよう、相談体制や職員向け研修の充実・強化、医師による面接指導等を通じて、職員の更なる健康管理の充実に努める必要がある。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等の職員の人格や尊厳を侵害する行為は、組織の正常な業務運営の障害となり得るだけでなく、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては職員の心身に支障を及ぼす要因にもなり得るものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、関係法令等を踏まえ、職場におけるパワー・ハラスメン

トをはじめとする各種ハラスメントを防止するために、必要な規程等の整備や相談窓口の設置・周知、職位に応じた研修等を通じた意識啓発などに取り組まれているところである。

あらゆるハラスメントは絶対に許されないものであり、引き続き、各任命権者においては、相談しやすい体制づくり、管理監督職員をはじめ職員に対するハラスメント発生防止等の取組についての周知・啓発など、関係法令等に基づき、事業主として雇用管理上必要な措置を講じることにより、職員一人ひとりがこうした行為を見過ごさずに向き合うことができ、職員が安心して相談できる職場環境の確保に努める必要がある。

(5) 会計年度任用職員制度の運用

会計年度任用職員制度については、地方公務員法等の趣旨及び他の都道府県や国の非常勤職員の動向等を踏まえながら、引き続き、適切に対応する必要がある。

また、会計年度任用職員の勤勉手当については、引き続き、国における検討状況を注視する必要がある。

4 公務員倫理の保持

県民本位の県政を推進していくためには、職員一人ひとりが、公務の内外を問わず、全体の奉仕者としての高い倫理観と誇りを持って行動し、県民の期待と信頼に応えていく必要があるが、職員による不祥事が複数発生し、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させる事態が生じていることは、誠に遺憾である。

各任命権者においては、これまでも、通知や研修を通じて、服務規律の厳正確保、法令等の遵守及び綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図ってきたところであるが、改めて、不祥事の根絶に向けて、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に向けた取組を徹底していく必要がある。

5 定年の引上げへの対応

国家公務員の定年を段階的に引き上げて65歳とすることなどを内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」が昨年6月に公布され、また、地方公務員の定年について同様の措置を講ずることを内容とする「地方公務員法の一部を改正する法律」も同月公布され、いずれも令和5年4月から施行されることとなった。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされている。

本県においては、現在、関係条例の整備が進められているところである。今後、令和5年度からの定年引上げが確実かつ円滑に施行されるよう、関係規則等の整備を進めるとともに、令和4年度中の適切な時期に、翌年度に60歳に達する職員

に対し情報提供を行う必要があることや、意思確認に努める必要があることなども踏まえ、引き続き、所要の準備を着実に進める必要がある。

6 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院においては、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けた取組を進めることとしており、また、来年4月からの定年の段階的引上げを見据え、社会や公務の変化に対応した人事管理が求められる中、給与制度についても、公務を取り巻く様々な課題に対応できるようアップデートを図る必要があるとし、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当など、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めることとしている。

これらの取組は、地方公務員の給与制度にも影響を及ぼすことから、国や他の都道府県の動向を注視する必要がある。

第9 む す び

行政需要が今後ますます高度化・多様化・複雑化することが予想される中、県においては、本年3月に行財政運営指針を策定し、社会経済情勢の変化等に対応できる持続可能な組織体制づくりや持続可能な財政構造の構築を図るための歳入・歳出の両面における取組が進められている。

このような状況において、職員には、全体の奉仕者として高い使命感と倫理観を持ち、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中において、職員は、県民の期待と信頼に応えるべく、行政サービスを安定的に提供し、県民の安心・安全を確保するため、日々業務に精励している。

本委員会は、地方公務員法に定める情勢適応の原則を踏まえ、民間並びに国及び他の都道府県との均衡を図ることを基本として、毎年、報告及び勧告を行っているところである。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、職員に対し適正な処遇を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

県議会及び知事におかれては、報告・勧告制度が果たしている意義や役割に深い理解を示され、この報告に十分留意されるとともに、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

勸告

別紙第2

勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,500	199,100	235,100	266,700	291,500	320,100	363,900	409,200	459,700
	2	151,600	200,900	236,700	268,400	293,700	322,300	366,500	411,600	462,800
	3	152,800	202,700	238,200	270,000	295,800	324,600	368,900	414,200	465,800
	4	153,900	204,500	239,700	271,800	297,800	326,800	371,500	416,600	468,800
	5	155,000	206,000	241,000	273,500	299,600	329,000	373,400	418,500	471,800
	6	156,100	207,800	242,600	275,300	301,600	331,000	375,900	420,800	474,800
	7	157,200	209,600	244,100	277,100	303,400	333,200	378,300	422,900	477,800
	8	158,300	211,400	245,600	279,100	305,100	335,400	380,800	425,100	480,900
	9	159,300	213,000	246,700	281,000	307,000	337,300	383,200	427,100	483,700
	10	160,700	214,800	248,200	283,000	309,300	339,500	385,900	429,200	486,800
	11	162,100	216,600	249,700	284,900	311,500	341,600	388,500	431,300	489,800
	12	163,400	218,400	251,000	286,800	313,800	343,800	391,200	433,400	492,900
	13	164,600	219,800	252,500	288,700	315,900	345,600	393,600	435,100	495,600
	14	166,100	221,600	253,700	290,500	318,000	347,600	395,900	436,900	497,900
	15	167,600	223,300	255,000	292,000	320,200	349,600	398,100	438,900	500,200
	16	169,200	225,100	256,200	293,400	322,300	351,600	400,500	440,900	502,500
	17	170,300	226,700	257,500	295,200	324,200	353,300	402,300	442,800	504,600
	18	171,700	228,400	258,900	297,200	326,200	355,300	404,300	444,600	506,000
	19	173,100	230,000	260,300	299,300	328,200	357,100	406,200	446,400	507,500
	20	174,500	231,500	261,800	301,300	330,200	359,000	408,000	448,200	508,900
	21	175,800	232,900	263,400	303,200	331,900	360,900	409,900	450,000	510,100
	22	178,300	234,500	265,100	305,400	334,000	362,800	411,700	451,500	511,500
	23	180,800	236,100	266,700	307,400	336,000	364,800	413,600	452,900	513,000
	24	183,300	237,600	268,300	309,500	338,100	366,700	415,500	454,400	514,500
	25	185,700	238,600	270,200	311,200	339,500	368,700	417,300	455,800	515,600
	26	187,400	240,100	272,000	313,300	341,500	370,600	418,800	457,100	516,700
	27	189,000	241,400	273,700	315,300	343,400	372,600	420,300	458,400	517,900
	28	190,700	242,600	275,400	317,300	345,300	374,600	421,900	459,600	519,100
	29	192,200	243,800	277,000	319,000	346,900	376,200	423,500	460,600	520,200
	30	193,900	244,800	278,700	321,000	348,800	378,000	424,800	461,300	521,100
	31	195,700	245,800	280,500	323,100	350,700	379,800	426,100	462,100	522,000
	32	197,500	246,800	282,000	325,200	352,500	381,400	427,300	462,800	522,900
	33	199,100	247,900	283,200	326,400	354,400	383,200	428,500	463,500	523,700
	34	200,500	248,800	284,900	328,400	356,200	384,600	429,800	464,300	524,600
	35	202,000	249,700	286,500	330,300	358,000	386,100	431,100	465,000	525,300
	36	203,500	250,700	288,200	332,400	359,700	387,700	432,300	465,600	525,800
	37	204,800	251,600	289,800	334,300	361,100	389,100	433,500	466,100	526,500
	38	206,100	252,900	291,500	336,200	362,400	390,300	434,300	466,700	527,100
	39	207,300	254,100	293,300	338,200	363,800	391,500	435,100	467,300	527,900
	40	208,600	255,400	295,100	340,100	365,200	392,600	435,900	467,900	528,500

	41	209,900	256,700	296,600	342,100	366,500	393,700	436,500	468,400	529,000
	42	211,200	258,100	298,300	344,000	367,400	394,900	437,200	468,900	
	43	212,500	259,300	299,800	345,800	368,500	396,100	437,900	469,300	
	44	213,800	260,500	301,400	347,700	369,600	397,200	438,600	469,600	
	45	214,900	261,600	303,000	349,200	370,400	397,900	439,400	469,900	
	46	216,200	262,800	304,800	350,600	371,300	398,600	440,200		
	47	217,500	264,100	306,400	352,100	372,200	399,300	440,600		
	48	218,800	265,200	308,100	353,600	373,100	400,000	441,300		
	49	219,800	266,300	309,000	355,200	374,000	400,600	441,800		
	50	220,900	267,300	310,500	356,000	374,800	401,200	442,200		
	51	221,900	268,500	312,000	357,200	375,600	401,700	442,600		
	52	222,900	269,700	313,600	358,200	376,500	402,100	443,000		
	53	223,900	270,700	315,200	359,100	377,200	402,500	443,400		
	54	224,800	271,700	316,800	360,200	377,900	402,800	443,800		
	55	225,700	272,800	318,400	361,100	378,600	403,100	444,200		
	56	226,600	273,900	319,900	362,200	379,300	403,400	444,500		
	57	226,900	274,800	321,400	363,100	379,800	403,700	444,800		
	58	227,700	275,800	322,600	363,800	380,400	404,000	445,200		
	59	228,400	276,700	323,800	364,500	381,000	404,300	445,500		
	60	229,100	277,800	325,000	365,200	381,700	404,600	445,800		
再任用職員以外の職員	61	229,800	278,900	325,700	365,600	382,100	404,900	446,100		
	62	230,600	279,900	326,600	366,200	382,800	405,200			
	63	231,300	280,800	327,400	366,900	383,400	405,500			
	64	231,900	281,800	328,200	367,600	384,000	405,800			
	65	232,500	282,300	329,100	367,900	384,400	406,100			
	66	233,200	283,200	329,500	368,600	385,000	406,400			
	67	233,800	283,900	330,200	369,300	385,600	406,700			
	68	234,500	284,800	331,000	370,000	386,200	407,000			
	69	235,200	285,800	331,800	370,300	386,600	407,200			
	70	235,800	286,600	332,500	370,900	387,100	407,500			
	71	236,300	287,400	333,200	371,600	387,600	407,800			
	72	237,000	288,200	333,900	372,200	388,200	408,100			
	73	237,700	289,000	334,400	372,500	388,500	408,300			
	74	238,300	289,500	335,000	373,100	388,900	408,600			
	75	238,900	289,900	335,500	373,800	389,300	408,900			
	76	239,400	290,400	336,100	374,400	389,700	409,100			
77	240,000	290,600	336,400	374,800	390,000	409,300				
78	240,700	290,900	336,900	375,300	390,300	409,600				
79	241,400	291,100	337,300	375,900	390,600	409,900				
80	241,900	291,500	337,800	376,500	390,900	410,100				
81	242,400	291,700	338,200	377,000	391,100	410,300				
82	243,000	291,900	338,700	377,600	391,400	410,600				
83	243,600	292,300	339,200	378,100	391,700	410,900				
84	244,100	292,600	339,700	378,400	391,900	411,100				
85	244,600	292,900	340,000	378,800	392,100	411,300				
86	245,200	293,200	340,500	379,300	392,400					
87	245,800	293,500	341,000	379,700	392,700					
88	246,300	293,900	341,400	380,100	392,900					
89	246,800	294,200	341,700	380,500	393,100					
90	247,300	294,600	342,100	381,000	393,400					
91	247,600	294,900	342,600	381,400	393,700					
92	248,000	295,300	343,000	381,800	393,900					
93	248,300	295,500	343,200	382,100	394,100					
94		295,700	343,600							
95		296,000	344,100							
96		296,400	344,500							

	97		296,600	344,700						
	98		296,900	345,100						
	99		297,300	345,500						
	100		297,700	345,800						
	101		297,900	346,100						
	102		298,200	346,500						
	103		298,600	346,900						
	104		298,900	347,300						
	105		299,100	347,800						
	106		299,400	348,200						
	107		299,800	348,600						
	108		300,100	349,000						
	109		300,300	349,500						
	110		300,700	349,900						
	111		301,100	350,200						
	112		301,400	350,500						
	113		301,600	351,000						
	114		301,800							
	115		302,100							
	116		302,500							
	117		302,700							
	118		302,900							
	119		303,200							
	120		303,500							
	121		303,900							
	122		304,100							
	123		304,500							
	124		304,800							
	125		305,100							
再任用職員		188,200	215,800	255,900	275,400	290,500	316,000	357,800	391,000	442,200

- 備考1 この表は、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表は、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。
- 3 この表は、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員のうち、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,800	199,400	285,500	334,400	389,900
	2	151,900	202,000	287,900	336,600	392,800
	3	153,100	204,400	290,200	338,600	395,400
	4	154,200	206,900	292,500	340,600	398,200
	5	155,300	209,400	294,800	342,300	400,300
	6	156,600	211,700	296,700	344,000	403,000
	7	157,900	214,000	298,700	345,600	405,700
	8	159,200	216,200	300,400	346,900	408,400
	9	160,200	218,300	302,200	348,600	410,900
	10	162,000	220,600	304,700	350,600	413,600
	11	163,600	223,100	307,000	352,700	416,300
	12	165,200	225,400	309,500	354,600	419,100
	13	166,600	227,400	311,600	356,600	421,700
	14	168,500	229,800	314,000	358,500	424,400
	15	170,400	232,300	316,400	360,300	427,200
	16	172,400	234,800	319,100	362,200	429,900
	17	174,000	237,000	321,500	363,900	432,400
	18	176,100	239,800	323,700	365,800	435,000
	19	178,200	242,700	325,700	367,500	437,500
	20	180,200	245,600	327,700	369,500	440,100
	21	182,300	248,100	329,800	371,000	442,600
	22	184,500	250,800	331,400	373,000	445,200
	23	186,700	253,300	332,800	374,700	447,900
	24	188,900	256,000	334,200	376,700	450,400
	25	190,900	258,500	336,100	378,100	452,600
	26	193,100	260,900	338,000	379,800	454,900
	27	195,200	263,200	339,800	381,700	457,400
	28	197,400	265,300	341,700	383,600	459,900
	29	199,500	267,800	343,600	385,300	462,400
	30	201,000	270,000	345,300	387,200	464,900
	31	202,800	271,900	346,800	389,100	467,400
	32	204,500	273,900	348,500	391,000	469,900
	33	206,300	275,600	349,700	392,600	472,200
	34	208,200	277,600	351,100	394,400	474,600
	35	210,100	279,600	352,400	396,000	477,000
	36	212,000	281,400	353,900	397,800	479,500
	37	213,500	283,300	355,100	399,000	481,900
	38	215,400	284,400	356,500	400,500	484,500
	39	217,300	285,600	357,700	401,900	486,900
	40	219,200	286,800	359,100	403,300	489,400

	41	221,000	288,000	359,800	404,700	491,700
	42	222,900	288,700	360,900	406,000	493,900
	43	224,800	289,300	362,100	407,500	496,100
	44	226,700	290,000	363,200	409,100	498,300
	45	228,400	290,700	364,300	410,500	500,000
	46	230,300	291,800	365,500	411,700	501,500
	47	232,100	292,900	366,800	413,400	503,100
	48	234,000	294,000	367,900	415,000	504,600
	49	235,600	295,200	369,000	416,300	506,300
	50	237,400	296,400	370,300	417,700	507,700
	51	239,100	297,400	371,600	419,200	509,100
	52	240,700	298,300	372,900	420,600	510,600
	53	242,000	299,400	373,600	422,000	511,700
	54	243,700	300,400	374,600	423,400	512,900
	55	245,300	301,600	375,500	424,800	514,100
	56	246,800	302,500	376,600	426,200	515,300
	57	248,000	303,000	377,400	427,300	516,200
	58	249,200	303,800	378,200	428,600	517,200
	59	250,100	304,900	378,900	430,000	518,200
	60	251,000	305,800	379,600	431,300	519,200
再任用職員以外の職員	61	252,000	306,700	380,200	432,100	520,400
	62	252,900	307,800	380,900	433,000	521,300
	63	253,800	308,900	381,800	434,000	522,000
	64	254,700	310,000	382,700	434,900	522,700
	65	255,600	310,800	383,300	435,800	523,500
	66	256,500	311,900	384,100	436,600	524,300
	67	257,300	312,800	384,900	437,200	525,100
	68	257,900	313,800	385,700	438,000	525,900
	69	258,700	314,800	386,300	438,400	526,600
	70	260,000	315,800	387,000	439,000	527,400
	71	261,300	316,900	387,700	439,500	528,200
	72	262,500	318,000	388,400	440,000	529,000
	73	263,800	318,500	389,100	440,500	529,700
	74	265,200	319,500	389,700		
	75	266,400	320,600	390,300		
	76	267,400	321,700	391,000		
77	268,400	322,800	391,700			
78	269,600	323,800	392,300			
79	270,800	324,700	392,900			
80	271,700	325,600	393,500			
81	272,900	326,700	394,100			
82	274,100	327,500	394,700			
83	275,300	328,200	395,300			
84	276,300	329,000	395,900			
85	277,400	329,500	396,400			
86	278,400	330,000	396,900			
87	279,500	330,500	397,400			
88	280,500	331,000	398,100			
89	281,300	331,300	398,500			
90	282,500	331,800				
91	283,500	332,300				
92	284,700	332,800				
93	285,600	333,100				
94	286,600	333,500				
95	287,600	334,000				
96	288,600	334,500				

97	288,900	335,000			
98	289,800	335,500			
99	290,500	336,000			
100	291,400	336,500			
101	292,300	337,000			
102	293,000	337,500			
103	293,700	338,000			
104	294,400	338,500			
105	295,100	339,000			
106	295,600	339,400			
107	296,100	339,900			
108	296,600	340,400			
109	296,800	340,900			
110	297,200	341,300			
111	297,500	341,800			
112	297,800	342,200			
113	298,100	342,700			
114	298,400	343,100			
115	298,700	343,600			
116	299,000	344,000			
117	299,300	344,500			
118	299,700	344,900			
119	300,000	345,300			
120	300,400	345,700			
121	300,700	346,100			
再任用職員	218,100	259,400	284,300	326,800	385,500

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、試験場、研究所等で知事の指定するものに勤務する職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、刑事部科学捜査研究所に勤務する職員で公安委員会が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	254,300	339,300	401,500	473,000
	2	256,800	342,400	404,400	475,300
	3	259,300	345,200	407,000	477,500
	4	261,800	348,100	409,700	479,800
	5	264,000	350,800	412,200	482,000
	6	267,800	353,800	414,500	484,300
	7	271,700	356,900	416,600	486,500
	8	275,500	359,700	418,500	488,700
	9	279,100	362,100	420,700	490,700
	10	283,100	364,700	423,400	492,800
	11	287,100	367,400	426,000	494,900
	12	291,100	370,200	428,700	497,000
	13	294,800	373,100	431,100	499,100
	14	298,800	376,700	433,600	501,200
	15	302,700	379,700	436,000	503,300
	16	306,600	383,300	438,500	505,400
	17	310,200	386,700	440,500	507,500
	18	313,700	389,400	442,900	509,500
	19	317,200	391,900	445,200	511,500
	20	320,700	394,500	447,600	513,500
	21	324,300	397,200	449,200	515,300
	22	328,000	399,400	451,600	517,100
	23	331,400	401,300	453,900	519,000
	24	334,700	402,900	456,200	521,000
	25	338,200	404,900	458,200	522,700
	26	340,800	407,200	460,500	524,500
	27	343,400	409,400	462,700	526,300
	28	345,700	411,700	465,000	528,100
	29	348,100	414,100	467,100	529,700
	30	349,900	416,200	469,400	531,500
	31	351,700	418,200	471,700	533,300
	32	353,700	420,300	473,900	535,100
	33	355,900	422,200	475,900	536,700
	34	358,200	424,000	478,000	538,500
	35	360,300	425,800	480,100	540,200
	36	362,600	427,800	482,200	542,000
	37	364,700	429,700	484,400	543,600
	38	367,100	431,700	486,200	545,200
	39	369,300	433,600	488,000	546,600
	40	371,300	435,600	489,800	548,200

	41	373,500	437,400	491,500	549,700
	42	374,500	439,200	493,300	551,100
	43	375,300	440,900	495,100	552,500
	44	376,100	442,700	496,900	553,800
	45	377,300	444,500	498,500	555,000
	46	378,700	446,300	500,200	556,100
	47	380,200	448,200	502,000	557,100
	48	381,700	449,900	503,800	558,100
	49	382,800	451,700	505,400	559,100
	50	383,800	453,400	506,700	560,000
	51	384,800	455,200	508,000	560,900
	52	385,600	457,000	509,300	561,800
	53	386,500	458,900	510,300	562,600
	54	387,400	460,100	511,600	563,500
	55	388,100	461,300	512,900	564,400
	56	389,000	462,500	514,200	565,300
	57	389,700	463,700	515,200	566,200
	58	390,600	464,700	516,000	567,100
	59	391,400	465,700	516,800	568,000
	60	392,200	466,700	517,600	568,700
再任用職員以外の職員	61	392,700	467,500	518,500	569,600
	62	393,200	468,200	519,400	570,500
	63	393,600	468,900	520,300	571,400
	64	394,100	469,600	521,100	572,300
	65	394,400	470,300	522,000	573,200
	66		471,000	522,900	
	67		471,700	523,600	
	68		472,300	524,500	
	69		472,600	525,400	
	70		473,300	526,200	
	71		474,000	527,100	
	72		474,700	528,000	
	73		475,100	528,800	
	74		475,700	529,700	
	75		476,400	530,600	
	76		477,100	531,300	
77		477,500	532,100		
78		478,100	533,000		
79		478,700	533,900		
80		479,200	534,800		
81		479,800	535,600		
82		480,300	536,500		
83		480,800	537,400		
84		481,300	538,300		
85		481,700	539,100		
86		482,300	540,000		
87		482,700	540,900		
88		483,200	541,800		
89		483,800	542,600		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			
93		485,900			
94		486,500			
95		487,100			
96		487,700			

	97		488,200		
再任用職員		297,000	339,500	394,100	467,300

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,500	192,000	227,400	253,100	282,900	327,900	372,100
	2	156,900	193,600	229,000	254,200	284,800	329,900	374,800
	3	158,300	195,200	230,600	255,400	286,900	332,100	377,500
	4	159,700	196,800	232,200	256,700	288,900	334,300	380,200
	5	160,900	198,400	233,700	257,900	291,000	336,100	382,600
	6	162,800	199,900	235,300	259,100	293,100	338,300	385,300
	7	164,500	201,500	236,800	260,200	295,000	340,400	387,900
	8	166,100	203,000	238,400	261,200	297,000	342,600	390,600
	9	167,700	204,600	239,300	262,500	298,800	344,400	392,700
	10	169,400	206,300	240,700	263,200	300,700	346,500	395,000
	11	171,000	207,900	242,100	264,100	302,300	348,600	397,200
	12	172,800	209,600	243,200	264,900	303,900	350,700	399,400
	13	174,200	211,000	244,700	266,000	306,000	352,200	401,500
	14	176,000	212,600	246,000	267,100	307,900	354,200	403,500
	15	177,900	214,200	247,200	268,300	310,000	356,100	405,500
	16	179,700	215,800	248,500	269,500	312,000	358,100	407,600
	17	181,600	217,200	249,300	271,000	314,000	359,900	409,400
	18	183,100	218,800	250,500	272,700	316,000	361,900	411,400
	19	184,900	220,500	251,600	274,400	318,100	363,900	413,400
	20	186,700	222,200	252,700	276,100	320,200	365,900	415,500
	21	188,200	223,500	254,100	277,800	322,000	367,700	417,300
	22	189,700	225,000	254,900	279,500	324,000	369,700	418,900
	23	191,200	226,400	255,800	281,200	325,800	371,800	420,500
	24	192,700	227,900	256,700	282,800	327,800	373,900	422,000
	25	194,300	229,100	257,700	284,500	329,500	375,300	423,500
	26	195,600	230,500	258,800	286,200	331,400	377,200	424,800
	27	197,200	231,800	259,900	288,000	333,400	379,000	426,100
	28	198,600	233,100	261,100	289,600	335,400	380,700	427,400
	29	200,100	234,300	262,500	291,000	336,700	382,500	428,700
	30	201,300	235,600	264,100	292,600	338,500	384,000	429,900
	31	202,600	237,100	265,700	294,200	340,300	385,600	431,100
	32	203,900	238,400	267,200	295,900	342,100	387,300	432,200
	33	205,300	239,400	268,500	297,600	343,800	388,600	433,400
	34	206,700	240,700	270,300	299,300	345,600	389,900	434,600
	35	208,000	241,600	271,900	301,100	347,500	391,200	435,800
	36	209,400	242,800	273,500	302,900	349,300	392,400	437,000
	37	210,500	244,100	274,900	304,200	351,100	393,500	438,300
	38	211,800	245,200	276,400	306,000	352,800	394,700	439,100
	39	213,100	246,300	278,000	307,500	354,400	395,800	439,500
	40	214,400	247,400	279,400	309,100	356,100	396,900	440,200

	41	215,500	248,500	280,600	310,800	357,300	397,700	440,700
	42	216,700	249,400	282,000	312,500	358,400	398,500	441,100
	43	217,900	250,300	283,500	314,100	359,600	399,300	441,500
	44	219,100	251,100	285,000	315,800	360,800	400,100	441,900
	45	220,200	252,200	286,500	316,700	362,000	400,500	442,300
	46	221,300	253,500	288,200	318,100	362,800	401,100	442,700
	47	222,300	254,800	289,900	319,600	364,000	401,600	443,100
	48	223,300	256,000	291,500	321,200	365,100	402,000	443,400
	49	224,200	257,500	292,700	322,600	366,100	402,400	443,700
	50	225,100	258,900	294,300	323,900	367,100	402,700	444,100
	51	226,000	260,100	295,600	325,100	368,100	403,000	444,400
	52	226,900	261,300	297,200	326,400	369,100	403,300	444,700
	53	227,200	262,300	298,500	327,500	369,900	403,600	445,000
	54	228,000	263,600	300,000	328,500	370,700	403,900	
	55	228,600	264,900	301,400	329,600	371,600	404,200	
	56	229,400	266,000	302,900	330,600	372,500	404,500	
	57	230,100	266,800	303,900	331,100	373,000	404,800	
	58	230,800	268,000	305,200	332,000	373,800	405,100	
	59	231,400	269,300	306,400	332,800	374,600	405,400	
	60	232,000	270,400	307,800	333,700	375,400	405,800	
再任用職員以外の職員	61	232,700	271,300	309,100	334,500	375,800	406,000	
	62	233,400	272,400	310,300	334,800	376,600	406,300	
	63	234,000	273,500	311,600	335,400	377,300	406,600	
	64	234,700	274,600	312,800	336,100	378,000	406,900	
	65	235,300	275,400	314,200	336,700	378,400	407,100	
	66	236,000	276,500	315,000	337,400	379,000		
	67	236,700	277,400	315,800	338,100	379,700		
	68	237,400	278,500	316,600	338,800	380,300		
	69	238,000	279,500	317,200	339,500	380,700		
	70	238,600	280,500	317,900	340,000	381,200		
	71	239,200	281,600	318,600	340,700	381,700		
	72	239,700	282,700	319,200	341,300	382,200		
	73	240,300	283,300	319,900	341,600	382,800		
	74	241,000	284,000	320,100	342,200	383,300		
	75	241,700	284,500	320,700	342,700	383,900		
	76	242,200	285,300	321,300	343,300	384,500		
77	242,600	286,100	321,900	343,800	385,000			
78	243,100	286,700	322,400	344,300	385,500			
79	243,600	287,300	322,900	344,800	386,000			
80	243,900	287,900	323,400	345,200	386,500			
81	244,200	288,600	324,000	345,500	386,800			
82	244,500	289,100	324,500	345,800	387,300			
83	244,800	289,500	324,900	346,200	387,700			
84	245,100	289,900	325,400	346,500	388,100			
85	245,400	290,100	325,900	347,000	388,500			
86		290,300	326,300	347,300				
87		290,500	326,500	347,600				
88		290,700	326,900	347,900				
89		291,100	327,300	348,300				
90		291,300	327,700	348,600				
91		291,500	328,100	349,000				
92		291,700	328,500	349,300				
93		292,100	328,800	349,700				
94		292,300	329,000	350,000				
95		292,500	329,400	350,300				
96		292,800	329,700	350,600				

	97		293,200	329,900	350,900			
	98		293,500	330,200	351,300			
	99		293,700	330,500	351,700			
	100		294,000	330,800	352,100			
	101		294,300	331,000	352,600			
	102		294,500	331,300	353,000			
	103		294,700	331,700	353,400			
	104		295,000	331,900	353,800			
	105		295,300	332,100	354,300			
	106			332,300				
	107			332,700				
	108			332,900				
	109			333,100				
	110			333,500				
	111			333,900				
	112			334,300				
	113			334,500				
再任用職員		189,200	215,900	244,200	257,600	282,900	323,700	366,000

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	170,400	197,600	244,300	266,400	289,200	331,000
	2	171,800	199,500	246,100	267,300	290,800	333,100
	3	173,300	201,500	247,900	268,200	292,400	335,100
	4	174,700	203,400	249,700	269,200	294,200	337,300
	5	176,100	205,500	251,100	269,700	295,800	339,300
	6	177,600	207,500	252,400	270,700	297,600	341,500
	7	179,100	209,700	253,500	271,400	299,300	343,600
	8	180,600	211,800	254,800	272,300	301,000	345,700
	9	181,800	213,800	255,600	273,400	302,700	347,200
	10	183,500	215,200	256,500	274,000	304,300	349,200
	11	185,100	216,600	257,400	275,000	305,700	351,100
	12	186,600	217,800	258,200	276,000	307,000	353,100
	13	188,000	219,200	259,300	277,000	308,500	355,000
	14	190,000	220,600	260,300	278,000	310,100	357,100
	15	192,000	222,100	261,100	279,000	311,900	359,200
	16	194,000	223,300	262,000	280,100	313,700	361,200
	17	196,000	224,700	262,500	281,400	315,400	363,200
	18	198,100	226,200	263,400	282,600	317,000	365,200
	19	200,100	227,700	264,200	283,600	318,700	367,300
	20	202,100	229,200	265,000	284,800	320,400	369,400
	21	204,100	230,300	265,900	286,300	321,800	371,100
	22	206,000	232,000	266,600	287,900	323,300	373,200
	23	208,100	233,800	267,500	289,200	324,800	375,300
	24	210,200	235,400	268,300	290,500	326,300	377,400
	25	211,800	236,700	269,400	291,600	327,700	379,400
	26	213,100	238,400	270,200	293,200	329,100	381,000
	27	214,300	240,100	271,100	294,900	330,600	382,900
	28	215,600	241,800	272,100	296,400	332,200	384,800
	29	216,800	243,400	273,300	297,400	333,300	386,600
	30	217,900	244,800	274,500	298,800	334,800	388,300
	31	219,200	246,100	276,000	300,200	336,200	390,200
	32	220,300	247,200	277,300	301,700	337,700	392,000
	33	221,600	248,200	278,800	303,100	339,300	393,700
	34	222,900	249,300	280,200	304,700	340,900	395,400
	35	224,200	250,200	281,400	306,300	342,500	397,200
	36	225,500	251,200	282,600	307,900	344,000	398,900
	37	226,600	251,900	284,100	309,200	345,700	400,500
	38	228,000	252,900	285,300	310,600	347,300	402,200
	39	229,300	253,800	286,700	312,000	348,800	404,000
	40	230,700	254,800	287,900	313,600	350,400	405,800

	41	231,600	255,200	288,900	315,100	351,600	407,300
	42	233,100	256,100	290,200	316,500	353,100	408,800
	43	234,400	256,900	291,500	317,900	354,600	410,300
	44	235,800	257,600	292,900	319,400	356,000	411,600
	45	237,000	258,400	294,200	320,200	357,600	412,800
	46	238,400	259,100	295,600	321,600	358,600	413,900
	47	239,700	260,000	297,100	323,000	360,100	415,000
	48	241,000	260,800	298,600	324,500	361,400	416,200
	49	241,900	261,600	299,700	325,600	362,800	417,500
	50	243,000	262,500	301,000	327,000	364,200	418,600
	51	244,000	263,400	302,200	328,300	365,500	419,800
	52	245,000	264,400	303,600	329,600	366,900	420,900
	53	245,700	265,500	305,100	331,000	368,400	422,100
	54	246,700	266,700	306,400	332,400	369,600	423,100
	55	247,600	268,000	307,800	333,800	370,700	424,200
	56	248,500	269,400	309,200	335,100	371,900	425,300
	57	249,200	270,800	310,000	336,000	373,000	426,400
	58	250,200	272,300	311,200	337,300	373,900	426,900
	59	250,800	273,700	312,400	338,500	374,900	427,500
	60	251,600	275,100	313,800	339,800	375,900	427,900
再任用職員以外の職員	61	252,400	276,400	314,900	341,000	376,600	428,500
	62	253,200	277,700	316,200	341,900	377,400	429,000
	63	254,000	279,100	317,500	343,100	378,200	429,400
	64	254,800	280,200	318,700	344,400	379,000	429,900
	65	255,500	281,300	320,000	345,500	379,700	430,500
	66	256,200	282,600	321,300	346,700	380,400	430,900
	67	257,000	283,900	322,600	347,900	381,200	431,200
	68	257,700	285,200	323,900	349,000	381,900	431,500
	69	258,500	286,300	324,600	350,000	382,500	431,900
	70	259,300	287,800	325,700	351,000	383,100	
	71	260,200	289,300	326,800	352,100	383,800	
	72	261,200	290,700	327,700	353,200	384,400	
	73	262,500	291,700	329,000	354,000	385,100	
	74	263,800	293,100	329,700	355,100	385,600	
	75	264,900	294,300	330,800	356,200	386,200	
	76	266,000	295,600	332,000	357,300	386,700	
77	266,900	297,000	333,100	358,000	387,100		
78	267,900	298,300	334,300	358,800	387,700		
79	269,200	299,500	335,400	359,600	388,200		
80	270,200	300,800	336,600	360,300	388,500		
81	271,100	301,300	337,700	360,900	388,800		
82	272,000	302,500	338,800	361,400	389,300		
83	273,000	303,600	339,800	362,000	389,700		
84	273,900	304,900	341,000	362,500	390,000		
85	274,700	306,000	341,900	363,100	390,300		
86	275,500	307,200	342,900	363,600	390,800		
87	276,400	308,400	343,800	364,200	391,300		
88	277,300	309,500	344,800	364,700	391,700		
89	278,100	310,800	345,800	365,100	392,000		
90	279,000	312,000	346,600	365,500	392,400		
91	279,800	313,200	347,400	366,100	392,900		
92	280,800	314,400	348,200	366,600	393,300		
93	281,700	315,200	348,800	366,900	393,700		
94	282,700	315,900	349,400	367,400			
95	283,600	316,600	350,100	367,800			
96	284,600	317,200	350,700	368,100			

97	285,200	317,900	351,100	368,700
98	286,000	318,200	351,500	369,200
99	286,600	318,800	352,000	369,700
100	287,500	319,500	352,400	370,200
101	288,300	319,900	352,900	370,800
102	289,100	320,500	353,300	371,300
103	289,900	321,100	353,800	371,800
104	290,700	321,700	354,200	372,200
105	291,400	322,100	354,500	372,800
106	291,900	322,600	355,000	373,300
107	292,400	323,100	355,400	373,800
108	292,900	323,600	355,700	374,300
109	293,100	324,000	356,200	374,900
110	293,400	324,400	356,700	375,300
111	293,600	324,700	357,200	375,800
112	294,000	325,000	357,700	376,400
113	294,300	325,400	358,200	377,000
114	294,500	325,800	358,700	
115	294,900	326,200	359,200	
116	295,200	326,500	359,600	
117	295,500	326,700	360,000	
118	295,800	327,000	360,400	
119	296,100	327,400	360,900	
120	296,500	327,600	361,400	
121	296,800	327,800	361,800	
122	297,200	328,100	362,300	
123	297,500	328,400	362,800	
124	297,900	328,700	363,300	
125	298,100	328,900	363,600	
126	298,300	329,200		
127	298,600	329,600		
128	299,000	329,800		
129	299,200	330,000		
130	299,500	330,200		
131	299,900	330,600		
132	300,300	330,800		
133	300,500	331,100		
134	300,800	331,500		
135	301,200	331,900		
136	301,500	332,300		
137	301,700	332,600		
138	302,000	333,000		
139	302,400	333,400		
140	302,700	333,800		
141	302,900	334,100		
142	303,300	334,500		
143	303,700	334,800		
144	304,000	335,200		
145	304,200	335,500		
146	304,500	335,900		
147	304,800	336,300		
148	305,200	336,700		

149	305,400	337,000				
150	305,600	337,400				
151	305,900	337,800				
152	306,200	338,200				
153	306,600	338,500				
154	306,800					
155	307,000					
156	307,300					
157	307,600					
158	307,900					
159	308,200					
160	308,500					
161	308,900					
162	309,200					
163	309,500					
164	309,800					
165	310,200					
166	310,500					
167	310,800					
168	311,100					
169	311,500					
再任用職員	235,800	256,100	263,300	273,600	289,900	327,100

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警務部厚生課に勤務する保健師に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	154,700	180,400	233,000	277,000	325,200	359,900
	2	155,700	182,700	235,200	278,800	327,200	362,100
	3	156,900	185,200	237,200	280,600	329,200	364,200
	4	157,900	187,500	239,300	282,400	331,200	366,600
	5	158,900	189,900	241,300	283,700	333,400	368,500
	6	160,200	192,400	243,300	285,600	334,900	371,500
	7	161,600	194,800	245,400	287,400	336,500	374,500
	8	162,900	197,500	247,500	289,200	337,900	377,400
	9	164,000	199,800	249,700	290,300	339,100	380,000
	10	165,500	202,200	251,600	292,700	341,100	382,700
	11	167,200	204,600	253,500	294,900	343,100	385,200
	12	168,800	207,100	255,300	297,000	345,300	387,400
	13	170,100	209,400	256,900	299,200	347,100	390,100
	14	171,600	211,900	258,800	301,700	349,300	392,800
	15	173,200	214,500	260,600	303,900	351,400	395,600
	16	174,800	217,000	262,500	306,300	353,700	398,300
	17	176,200	219,300	264,100	308,500	356,000	401,100
	18	177,900	221,700	266,000	310,700	358,400	403,100
	19	179,600	224,300	267,900	312,800	360,600	405,100
	20	181,300	226,900	269,900	314,700	362,900	407,100
	21	182,900	229,100	271,400	316,700	365,100	408,600
	22	184,900	230,700	273,000	317,600	367,100	410,500
	23	186,800	232,300	274,500	318,600	368,700	412,400
	24	188,700	234,000	275,900	319,600	370,200	414,400
	25	190,400	235,500	277,200	320,600	372,300	415,900
	26	192,000	236,900	278,800	321,800	374,700	417,400
	27	193,800	238,400	280,200	322,900	377,200	419,100
	28	195,600	239,600	281,600	324,300	379,500	420,800
	29	197,200	241,200	282,800	325,500	381,500	421,800
	30	199,100	241,900	284,000	326,900	383,600	423,400
	31	201,100	243,000	285,400	328,400	385,800	424,900
	32	203,100	244,100	286,500	330,000	387,900	426,500
	33	204,900	245,300	287,200	331,500	389,600	428,000
	34	206,500	246,200	288,600	332,800	391,200	429,300
	35	208,400	247,000	289,600	333,900	392,800	430,600
	36	210,100	247,900	290,700	335,400	394,600	431,800
	37	211,500	248,600	291,600	336,800	396,100	433,000
	38	213,100	249,300	292,500	338,100	397,500	434,000
	39	214,600	250,100	293,300	339,500	399,000	435,000
	40	216,200	251,000	294,100	340,800	400,500	436,000

	41	217,600	251,900	294,900	341,700	401,000	436,400
	42	219,100	252,800	295,500	342,800	402,300	437,000
	43	220,700	253,600	296,100	344,000	403,500	437,700
	44	222,300	254,500	296,600	345,300	404,900	438,400
	45	223,700	255,200	297,400	346,700	406,300	439,000
	46	224,900	256,100	298,500	348,100	407,700	439,300
	47	226,100	256,900	299,400	349,500	409,100	439,900
	48	227,400	257,600	300,500	350,900	410,400	440,400
	49	228,800	258,000	301,900	351,700	411,700	440,700
	50	230,000	258,500	302,800	353,100	412,700	441,400
	51	230,900	259,000	303,700	354,400	413,600	442,100
	52	232,000	259,300	304,600	355,800	414,500	442,800
	53	233,400	259,500	305,400	357,100	414,700	443,400
	54	234,600	259,800	306,200	358,500	415,100	444,100
	55	235,800	260,100	307,200	359,800	415,600	444,800
	56	237,000	260,700	307,900	361,200	416,100	445,400
	57	238,100	261,000	309,000	361,800	416,500	445,800
	58	239,300	261,300	309,900	363,000	416,700	446,500
	59	240,500	261,600	310,900	364,100	417,300	447,200
	60	241,700	261,900	311,800	365,400	417,700	448,000
再任用職員以外の職員	61	242,800	262,200	312,400	366,500	418,000	448,400
	62	243,900	262,500	313,000	367,100	418,600	448,700
	63	244,800	262,800	313,600	367,600	419,200	449,000
	64	245,800	263,100	314,200	368,200	419,800	449,300
	65	246,400	263,400	314,500	368,600	420,400	449,500
	66	247,200	263,700	315,200	369,100	421,000	449,800
	67	248,000	263,900	315,700	369,600	421,500	450,100
	68	248,800	264,200	316,300	370,100	422,100	450,400
	69	249,500	264,500	317,000	370,300	422,700	450,600
	70	250,100			370,600	423,200	450,900
	71	250,700			371,000	423,800	451,200
	72	251,500			371,300	424,400	451,400
	73	252,300			371,800	424,900	451,600
	74	252,600			372,000	425,500	
	75	252,900			372,500	426,000	
	76	253,200			372,900	426,600	
77	253,500			373,200	427,100		
78	253,800			373,700	427,700		
79	254,100			374,200	428,400		
80	254,400			374,700	429,000		
81	254,700			375,200	429,300		
82	255,000			375,600	429,900		
83	255,200			376,200	430,600		
84	255,500			376,700	431,200		
85	255,800			377,100	431,600		
86				377,600	432,100		
87				378,000	432,800		
88				378,500	433,500		
89				379,000	433,700		
90				379,500			
91				380,000			
92				380,500			
93				380,800			
94				381,200			
95				381,700			
96				382,100			

	97				382,600		
	98				382,900		
	99				383,400		
	100				383,800		
	101				384,400		
再任用職員		215,700	220,900	251,000	280,500	321,300	350,200

備考1 この表は、県職員給与条例の適用を受ける職員のうち、知事が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で知事が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

2 この表は、学校職員給与条例の適用を受ける職員のうち、高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用する。

3 この表は、警察職員給与条例の適用を受ける職員のうち、警察本部長が指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長及び機関士に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	220,700	281,800	328,500	407,100
	2	223,000	284,800	331,400	409,400
	3	225,200	287,600	334,400	411,800
	4	227,400	290,400	337,400	414,400
	5	229,500	293,000	340,700	416,500
	6	231,600	295,400	343,100	419,000
	7	233,900	297,600	345,700	421,200
	8	236,000	299,900	348,100	423,700
	9	238,300	302,400	350,800	425,400
	10	240,700	304,900	353,500	427,900
	11	243,100	307,300	356,200	430,200
	12	245,500	309,800	359,200	432,500
	13	247,600	312,100	362,000	433,900
	14	250,000	314,100	363,900	436,100
	15	252,400	316,100	366,100	438,300
	16	254,800	317,800	368,600	440,600
	17	256,800	320,000	370,600	442,700
	18	259,900	321,800	372,800	445,100
	19	263,000	323,800	374,900	447,400
	20	266,100	325,500	376,900	449,900
	21	269,100	327,200	378,700	452,000
	22	272,100	329,600	380,500	454,300
	23	275,000	331,800	382,000	456,700
	24	277,900	334,200	383,200	459,000
	25	280,500	336,200	384,600	461,000
	26	283,100	338,200	386,400	463,200
	27	285,600	340,400	388,200	465,300
	28	288,200	342,800	390,100	467,500
	29	290,800	345,000	392,000	469,600
	30	293,100	347,100	393,700	471,900
	31	295,300	349,000	395,400	474,100
	32	297,600	350,800	397,100	476,200
	33	299,800	352,700	398,700	478,100
	34	302,000	354,600	400,500	480,200
	35	304,600	356,300	402,000	482,500
	36	306,800	357,800	403,800	484,800
	37	309,300	359,400	404,900	486,900
	38	310,600	361,400	406,500	488,900
	39	312,300	363,500	408,000	490,800
	40	313,700	365,400	409,500	492,700

	41	315,400	367,300	410,400	494,700
	42	315,900	369,200	412,100	496,600
	43	316,400	371,000	413,600	498,300
	44	316,900	372,800	415,200	500,200
	45	317,700	374,600	416,500	502,100
	46	318,700	376,500	418,100	503,900
	47	319,500	378,000	419,500	505,700
	48	320,500	379,800	421,100	507,600
	49	321,300	381,300	422,500	509,300
	50	322,200	382,900	423,800	511,000
	51	323,000	384,500	425,100	512,800
	52	323,800	386,200	426,400	514,700
	53	324,900	387,300	427,100	516,300
	54	325,700	388,800	428,100	517,900
	55	326,400	390,200	429,000	519,700
	56	327,200	391,800	429,900	521,300
	57	327,700	393,100	430,800	522,900
	58	328,400	394,500	431,700	524,200
	59	329,300	395,800	432,600	525,500
	60	330,100	397,300	433,500	526,700
再任 用職 員以 外の 職員	61	331,100	398,600	434,400	527,900
	62	332,100	400,000	435,300	528,900
	63	333,200	401,500	436,300	529,900
	64	334,300	403,000	437,400	530,900
	65	335,000	404,000	438,300	531,500
	66	336,100	405,100	439,300	532,400
	67	336,800	406,100	440,300	533,300
	68	337,900	407,200	441,200	534,200
	69	338,500	408,200	442,200	535,100
	70	339,600	409,100	443,200	535,900
	71	340,600	409,900	444,100	536,600
	72	341,700	410,700	445,100	537,100
	73	342,000	411,500	446,100	537,800
	74	343,000	412,500	447,000	538,300
	75	344,000	413,300	448,000	539,100
	76	345,000	414,100	449,000	539,700
77	346,000	414,800	449,800	540,200	
78	347,000	415,200	450,300		
79	347,900	415,500	451,000		
80	348,800	415,800	451,600		
81	349,800	416,100	452,400		
82	350,800	416,400	453,100		
83	351,800	416,600	453,400		
84	352,800	416,900	454,000		
85	353,400	417,200	454,400		
86	354,000	417,500	454,700		
87	354,600	417,800	455,000		
88	355,200	418,100	455,300		
89	355,800	418,300	455,600		
90	356,200	418,600			
91	356,600	418,900			
92	357,100	419,200			
93	357,600	419,400			
94	358,000	419,700			
95	358,500	420,000			
96	359,000	420,300			

97	359,600	420,500		
98	360,100	420,800		
99	360,500	421,100		
100	361,000	421,300		
101	361,400	421,500		
102	361,900	421,800		
103	362,200	422,100		
104	362,700	422,300		
105	363,200	422,500		
106	363,600			
107	364,100			
108	364,600			
109	365,000			
110	365,500			
111	366,000			
112	366,400			
113	366,800			
114	367,200			
115	367,700			
116	368,100			
117	368,500			
118	368,900			
119	369,400			
120	369,800			
121	370,100			
122	370,500			
123	371,000			
124	371,300			
125	371,700			
126	372,200			
127	372,700			
128	373,100			
129	373,500			
再任用職員	283,600	294,600	316,600	400,800

備考 この表は、県立短期大学に勤務する教育職員に適用する。

イ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,900	208,000	333,100	418,100
	2	166,400	209,700	335,300	419,900
	3	167,900	211,300	337,400	421,700
	4	169,400	213,000	339,400	423,400
	5	171,000	214,800	341,600	424,900
	6	172,900	216,400	343,400	426,400
	7	174,700	218,100	345,200	428,300
	8	176,500	219,700	346,800	430,200
	9	178,200	221,500	348,500	432,000
	10	180,300	223,400	350,600	433,800
	11	182,300	225,300	352,700	435,700
	12	184,200	227,200	354,800	437,500
	13	186,100	228,700	356,900	439,200
	14	188,200	230,700	358,900	441,100
	15	190,300	232,700	360,900	442,900
	16	192,400	234,800	362,900	444,800
	17	194,600	236,600	364,500	446,500
	18	196,900	239,300	366,400	448,400
	19	199,500	242,000	368,200	450,200
	20	201,800	244,700	370,200	452,000
	21	204,200	247,300	371,800	453,600
	22	205,800	250,100	373,700	455,300
	23	207,500	252,700	375,500	457,200
	24	209,200	255,400	377,500	458,900
	25	210,700	257,700	378,800	460,600
	26	212,200	260,100	380,600	462,200
	27	213,900	262,600	382,400	463,800
	28	215,500	264,800	384,300	465,300
	29	217,000	267,300	386,100	466,800
	30	218,700	269,700	388,000	468,100
	31	220,400	271,900	389,900	469,400
	32	222,100	274,000	391,900	470,700
	33	223,500	276,100	393,600	471,900
	34	225,300	278,300	395,300	472,600
	35	227,100	280,400	396,900	473,300
	36	228,800	282,300	398,700	474,000
	37	230,300	284,600	399,900	474,600
	38	232,100	286,300	401,400	
	39	234,000	288,200	402,800	
	40	235,800	290,000	404,200	

	41	237,500	291,400	405,900
	42	239,200	293,500	407,300
	43	240,800	295,500	408,600
	44	242,400	297,700	410,100
	45	243,600	299,700	411,700
	46	244,900	302,100	413,100
	47	246,200	304,300	414,600
	48	247,300	307,000	416,200
	49	248,600	309,200	417,900
	50	250,000	311,600	419,300
	51	251,200	313,900	420,900
	52	252,600	316,100	422,400
	53	253,700	318,200	424,100
	54	254,900	320,000	425,600
	55	256,200	321,600	427,200
	56	257,200	323,200	428,800
	57	258,500	325,100	430,300
	58	259,200	327,200	431,800
	59	260,300	329,300	433,000
	60	261,300	331,300	434,200
再任 用職 員以 外の 職員	61	262,400	333,400	435,400
	62	263,300	335,500	436,700
	63	264,400	337,700	438,000
	64	265,200	339,900	439,200
	65	266,500	341,700	440,400
	66	267,900	343,900	441,600
	67	269,400	345,900	442,800
	68	271,000	348,100	444,000
	69	272,300	349,900	445,200
	70	273,600	351,800	446,400
	71	274,900	353,800	447,600
	72	276,200	355,800	448,900
	73	277,200	357,400	450,000
	74	278,400	359,300	450,600
	75	279,700	361,100	451,100
	76	280,700	363,000	451,600
77	281,600	364,800	452,100	
78	282,600	366,500		
79	283,600	368,200		
80	284,600	369,800		
81	285,700	371,300		
82	286,900	372,800		
83	288,100	374,300		
84	289,300	375,700		
85	290,300	376,900		
86	291,400	378,300		
87	292,400	379,700		
88	293,600	381,000		
89	294,700	382,300		
90	295,800	383,600		
91	297,000	384,800		
92	298,200	386,100		
93	298,700	387,400		
94	299,700	388,500		
95	300,800	389,800		
96	302,000	391,000		

97	303,000	392,400
98	304,100	393,400
99	305,200	394,500
100	306,300	395,500
101	307,200	396,400
102	308,300	397,400
103	309,400	398,500
104	310,400	399,600
105	311,000	400,300
106	311,900	401,200
107	312,700	402,100
108	313,500	403,000
109	314,400	403,800
110	314,800	404,700
111	315,200	405,500
112	315,700	406,300
113	316,300	406,900
114	316,700	407,600
115	317,200	408,300
116	317,700	409,000
117	318,300	409,600
118	318,800	410,100
119	319,200	410,500
120	319,700	410,900
121	320,200	411,300
122	320,600	411,600
123	321,100	412,000
124	321,600	412,200
125	322,200	412,400
126	322,500	412,700
127	322,800	413,000
128	323,100	413,200
129	323,300	413,400
130	323,600	413,700
131	323,900	414,000
132	324,200	414,200
133	324,400	414,400
134	324,600	414,700
135	324,800	415,000
136	325,100	415,200
137	325,400	415,400
138	325,600	415,700
139	325,900	416,000
140	326,200	416,200
141	326,400	416,400
142	326,600	416,700
143	326,900	417,000
144	327,100	417,200
145	327,400	417,400
146	327,600	
147	327,900	
148	328,200	

	149	328,400			
	150	328,600			
	151	328,900			
	152	329,200			
	153	329,400			
再任用職員		234,700	275,100	332,000	416,400

- 備考1 この表は、高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,900	180,700	296,800	407,800
	2	166,400	182,800	299,400	409,300
	3	167,900	184,900	302,200	410,800
	4	169,400	187,100	304,700	412,400
	5	171,000	189,100	307,200	413,800
	6	172,900	191,100	309,300	415,200
	7	174,700	193,200	311,600	416,700
	8	176,500	195,300	313,700	418,300
	9	178,200	197,600	315,800	419,700
	10	180,300	200,200	318,100	421,100
	11	182,300	202,800	320,500	422,500
	12	184,200	205,400	323,000	423,800
	13	186,100	208,000	325,400	425,100
	14	188,200	209,700	327,300	426,500
	15	190,300	211,300	329,200	427,900
	16	192,400	213,000	331,300	429,300
	17	194,600	214,800	333,100	430,500
	18	196,900	216,400	335,300	431,800
	19	199,500	218,100	337,400	433,000
	20	201,800	219,700	339,400	434,300
	21	204,200	221,500	341,600	435,400
	22	205,800	223,400	343,400	436,600
	23	207,500	225,300	345,200	437,900
	24	209,200	227,200	346,800	439,200
	25	210,700	228,700	348,500	440,500
	26	212,100	230,700	350,300	441,700
	27	213,700	232,700	352,200	442,700
	28	215,200	234,800	354,100	443,800
	29	216,900	236,600	355,900	445,000
	30	218,600	239,300	357,700	445,800
	31	220,300	242,000	359,400	446,600
	32	222,000	244,700	361,300	447,500
	33	223,300	247,300	362,600	448,500
	34	225,000	250,100	364,300	449,000
	35	226,700	252,700	365,800	449,500
	36	228,300	255,400	367,600	450,000
	37	229,700	257,700	369,500	450,500
	38	231,400	260,100	371,000	
	39	233,200	262,600	372,300	
	40	234,900	264,800	373,900	

	41	236,500	267,300	375,000
	42	238,200	269,700	376,500
	43	239,800	271,900	377,900
	44	241,400	274,000	379,400
	45	243,000	276,100	380,800
	46	244,500	278,300	382,400
	47	245,800	280,400	384,000
	48	247,100	282,300	385,500
	49	248,200	284,600	386,900
	50	249,500	286,300	388,400
	51	250,900	288,200	389,900
	52	252,000	290,000	391,300
	53	253,100	291,400	392,500
	54	254,500	293,500	393,800
	55	255,500	295,500	394,900
	56	256,500	297,700	396,000
	57	257,700	299,700	397,400
	58	258,700	302,100	398,600
	59	259,800	304,300	399,800
	60	260,800	307,000	401,100
再任 用職 員以 外の 職員	61	262,000	309,200	402,300
	62	262,700	311,600	403,300
	63	263,600	313,900	404,700
	64	264,200	316,100	406,000
	65	265,200	318,200	407,200
	66	266,600	320,000	408,300
	67	267,700	321,600	409,500
	68	269,100	323,200	410,600
	69	270,600	325,100	411,600
	70	272,100	327,200	412,900
	71	273,400	329,300	414,100
	72	274,800	331,300	415,300
	73	275,600	333,400	415,900
	74	276,600	335,500	416,700
	75	277,800	337,700	417,400
	76	278,800	339,900	417,900
77	280,000	341,700	418,200	
78	281,000	343,600	418,600	
79	282,200	345,300	419,000	
80	283,100	347,100	419,400	
81	284,300	348,900	419,700	
82	285,100	350,700	420,100	
83	286,100	352,100	420,500	
84	287,100	353,900	420,800	
85	288,000	355,100	421,100	
86	288,900	356,700	421,500	
87	289,600	358,200	421,900	
88	290,600	359,700	422,200	
89	291,600	361,000	422,500	
90	292,500	362,300	422,800	
91	293,400	363,700	423,100	
92	294,200	365,100	423,300	
93	294,500	366,600	423,500	
94	295,200	367,900		
95	295,900	369,200		
96	296,700	370,400		

97	297, 500	371, 400
98	298, 300	372, 400
99	299, 100	373, 400
100	299, 800	374, 400
101	300, 700	375, 300
102	301, 200	376, 400
103	301, 700	377, 400
104	302, 200	378, 400
105	302, 400	379, 200
106	302, 800	380, 100
107	303, 100	381, 000
108	303, 300	382, 000
109	303, 500	382, 800
110	303, 700	383, 800
111	304, 000	384, 800
112	304, 300	385, 800
113	304, 600	386, 400
114	304, 800	387, 300
115	305, 000	388, 200
116	305, 300	389, 100
117	305, 600	389, 900
118	305, 900	390, 600
119	306, 200	391, 400
120	306, 500	392, 200
121	306, 700	392, 800
122	306, 900	393, 600
123	307, 100	394, 300
124	307, 400	395, 000
125	307, 700	395, 600
126		396, 300
127		396, 800
128		397, 400
129		398, 100
130		398, 700
131		399, 200
132		399, 700
133		400, 000
134		400, 300
135		400, 600
136		400, 900
137		401, 200
138		401, 500
139		401, 800
140		402, 100
141		402, 400
142		402, 700
143		403, 000
144		403, 300
145		403, 500
146		403, 800
147		404, 100
148		404, 300

	149		404,500		
	150		404,800		
	151		405,100		
	152		405,300		
	153		405,500		
	154		405,800		
	155		406,100		
	156		406,300		
	157		406,500		
再任用職員		225,800	271,900	325,300	406,300

備考1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。

2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	175,000	190,700	215,700	255,600	297,100	322,200	348,600	383,000	424,000
	2	176,700	192,400	217,700	257,400	298,900	324,400	350,800	385,200	425,800
	3	178,500	194,200	219,700	259,200	300,700	326,500	353,100	387,100	427,700
	4	180,200	196,000	221,700	261,000	302,700	328,500	355,300	389,200	429,600
	5	181,600	197,900	223,700	262,700	304,500	330,600	357,300	390,900	431,000
	6	183,500	200,000	225,500	264,500	306,400	332,400	359,400	392,900	432,700
	7	185,300	202,200	227,500	266,100	308,400	334,100	361,600	394,700	434,300
	8	187,200	204,400	229,400	267,800	310,500	335,700	363,800	396,500	435,800
	9	188,800	206,400	231,500	269,000	312,300	337,400	365,500	398,200	437,400
	10	190,500	208,700	233,400	270,500	314,500	339,700	367,700	400,200	439,100
	11	192,200	211,200	235,200	271,800	316,600	342,000	369,700	402,200	440,700
	12	193,900	213,500	237,000	273,000	318,600	344,300	371,900	404,300	442,300
	13	195,600	215,500	238,800	274,300	320,600	346,300	373,700	406,000	443,400
	14	197,700	217,300	240,700	275,600	322,500	348,400	375,800	408,100	445,000
	15	199,700	219,100	242,600	276,600	324,100	350,600	377,900	410,100	446,800
	16	201,700	220,900	244,500	277,800	325,700	352,700	380,000	412,300	448,700
	17	203,800	222,800	246,000	278,500	327,400	354,700	381,600	414,000	450,300
	18	205,900	224,500	247,800	279,900	329,700	356,700	383,600	415,700	452,100
	19	208,200	226,400	249,600	281,200	331,800	358,700	385,500	417,400	453,900
	20	210,500	228,200	251,400	282,500	334,100	360,800	387,500	419,000	455,600
	21	212,600	229,900	253,000	283,800	336,000	362,500	389,200	420,700	457,200
	22	214,400	231,700	254,300	284,800	338,000	364,500	391,300	422,300	458,900
	23	216,100	233,600	255,500	286,100	340,100	366,300	393,400	423,700	460,500
	24	217,900	235,400	256,800	287,300	342,200	368,400	395,400	425,200	462,300
	25	219,800	237,000	258,000	288,300	344,100	370,100	397,100	426,500	463,800
	26	221,500	238,700	259,200	289,900	346,200	372,100	399,100	427,900	465,200
	27	223,300	240,400	260,500	291,600	348,100	374,100	401,200	429,400	466,700
	28	225,000	242,000	261,600	293,200	350,100	376,200	403,300	431,000	468,000
	29	226,900	243,200	262,500	295,100	351,900	378,000	404,800	432,300	469,200
	30	228,700	245,000	263,500	297,000	354,000	380,100	406,600	434,000	469,900
	31	230,500	246,800	264,700	298,700	355,800	382,200	408,300	435,700	470,600
	32	232,300	248,600	265,700	300,500	357,900	384,200	410,000	437,300	471,300
	33	234,000	250,000	266,200	302,100	359,300	386,100	411,700	438,700	471,800
	34	235,700	251,500	267,400	303,800	361,300	388,200	413,300	440,400	472,600
	35	237,400	252,800	268,400	305,700	363,200	390,300	414,900	442,100	473,300
	36	239,100	254,200	269,500	307,400	365,300	392,200	416,400	443,700	473,900
	37	240,300	255,400	270,300	309,100	367,200	393,900	417,700	445,100	474,200
	38	242,100	256,700	271,200	310,700	369,300	395,400	419,200	445,800	474,800
	39	243,900	257,900	272,200	312,500	371,300	396,700	420,700	446,500	475,300
	40	245,700	258,900	273,000	314,000	373,300	398,100	422,200	447,200	475,800

	41	247,100	259,900	274,000	315,400	375,300	399,300	423,700	447,600	476,300
	42	248,500	261,000	275,100	316,900	377,500	400,400	425,000	448,300	476,700
	43	249,800	262,000	276,100	318,600	379,600	401,400	426,300	449,000	477,100
	44	251,000	263,000	276,900	320,300	381,600	402,400	427,500	449,600	477,500
	45	252,100	263,600	278,000	322,000	383,300	403,600	428,500	450,400	477,800
	46	253,200	264,700	279,400	323,900	385,000	404,800	429,200	451,100	
	47	254,200	265,600	280,700	325,800	386,600	405,900	430,000	451,600	
	48	255,000	266,700	282,100	327,600	388,300	407,100	430,800	452,100	
	49	255,700	267,500	283,800	329,000	389,700	408,400	431,300	452,600	
	50	256,600	268,500	285,500	330,600	390,700	409,200	431,700	452,900	
	51	257,700	269,600	287,000	332,000	391,700	410,000	432,100	453,200	
	52	258,700	270,500	288,400	333,700	392,700	410,700	432,400	453,600	
	53	259,200	271,500	289,800	335,200	394,000	411,200	432,700	454,000	
	54	260,400	272,200	291,400	336,900	395,100	412,000	433,100	454,200	
	55	261,200	273,200	293,000	338,500	396,200	412,700	433,400	454,500	
	56	262,300	274,100	294,500	340,400	397,400	413,300	433,700	454,700	
	57	263,200	275,100	295,900	341,300	398,700	414,000	434,000	455,100	
	58	264,000	276,600	297,500	343,000	399,500	414,400	434,300	455,300	
	59	264,800	277,800	299,200	344,600	400,300	415,000	434,600	455,500	
	60	265,600	279,200	300,800	346,200	401,000	415,600	434,900	455,700	
再任用職員以外の職員	61	266,400	280,700	302,200	347,800	401,500	416,000	435,200	456,100	
	62	267,000	282,300	303,800	349,500	402,200	416,600	435,500		
	63	267,800	283,600	305,500	351,200	402,900	417,100	435,800		
	64	268,400	285,100	307,000	352,900	403,600	417,600	436,100		
	65	269,600	286,400	308,300	354,500	403,900	418,100	436,400		
	66	270,800	287,600	310,000	356,100	404,600	418,700	436,700		
	67	271,800	289,000	311,400	357,700	405,300	419,100	437,000		
	68	272,700	290,200	313,100	359,300	405,900	419,600	437,300		
	69	273,800	291,700	314,500	360,500	406,300	420,000	437,500		
	70	275,200	293,100	315,900	361,900	406,800	420,300	437,800		
	71	276,400	294,600	317,200	363,200	407,400	420,600	438,100		
	72	277,700	295,900	318,700	364,600	407,900	420,900	438,400		
	73	278,700	297,100	319,400	365,800	408,400	421,200	438,600		
	74	279,900	298,400	321,000	367,000	408,800	421,500	438,900		
	75	281,200	299,700	322,500	368,300	409,300	421,800	439,200		
	76	282,200	301,000	324,200	369,600	409,800	422,100	439,500		
	77	283,300	301,900	326,000	370,900	410,300	422,300	439,700		
	78	284,500	303,400	327,700	372,100	410,800	422,600	440,000		
	79	285,600	304,700	329,300	373,300	411,400	422,900	440,300		
	80	286,300	306,200	330,900	374,500	412,000	423,200	440,600		
	81	287,400	307,500	332,600	375,700	412,400	423,400	440,800		
	82	288,500	308,900	334,300	377,000	413,000	423,700	441,100		
	83	289,600	310,000	335,900	378,100	413,500	424,000	441,400		
	84	290,700	311,400	337,600	379,300	413,700	424,200	441,700		
	85	291,800	312,300	339,000	380,400	414,000	424,400	441,900		
	86	293,000	313,800	340,600	381,000	414,500	424,700			
	87	293,900	315,100	342,100	381,500	414,800	425,000			
	88	295,100	316,600	343,600	382,100	415,100	425,200			
	89	296,100	318,100	344,900	382,700	415,400	425,400			
	90	297,300	319,600	346,100	383,300	415,800	425,700			
	91	298,400	321,000	347,400	383,900	416,200	426,000			
	92	299,600	322,500	348,700	384,500	416,600	426,200			
	93	300,100	323,800	350,100	384,800	416,900	426,400			
	94	301,400	325,100	351,600	385,300					
	95	302,500	326,500	353,100	385,900					
	96	303,800	327,800	354,600	386,400					

97	305,000	329,000	355,900	386,800					
98	306,200	330,300	357,100	387,200					
99	307,400	331,600	358,200	387,800					
100	308,600	332,900	359,400	388,300					
101	309,800	334,300	360,500	388,700					
102	310,800	335,200	361,600	389,200					
103	311,900	336,300	362,700	389,800					
104	312,900	337,500	363,900	390,300					
105	313,700	338,600	365,100	390,600					
106	314,300	339,700	365,600	391,000					
107	314,900	340,800	366,200	391,500					
108	315,600	341,900	366,800	391,800					
109	316,100	343,100	367,400	392,100					
110	316,600	344,100	367,900	392,600					
111	317,100	345,100	368,400	393,100					
112	317,700	346,000	368,900	393,600					
113	318,500	346,900	369,300	393,900					
114	319,200	347,800	369,700	394,400					
115	319,900	348,800	370,300	394,900					
116	320,600	349,800	370,800	395,400					
117	321,200	350,800	371,200	395,700					
118	322,000	351,300	371,700	396,200					
119	322,700	351,900	372,300	396,700					
120	323,500	352,500	372,800	397,200					
121	324,100	352,800	373,000	397,600					
122	324,400	353,200	373,500	398,100					
123	324,900	353,700	374,000	398,500					
124	325,400	354,100	374,400	399,000					
125	325,700	354,500	374,900	399,400					
126		354,900	375,400						
127		355,400	375,900						
128		355,800	376,500						
129		356,200	376,800						
130		356,600	377,300						
131		357,000	377,800						
132		357,400	378,300						
133		357,600	378,600						
134		358,100	379,100						
135		358,500	379,500						
136		358,800	379,900						
137		359,100	380,200						
138		359,500	380,700						
139		360,000	381,200						
140		360,500	381,700						
141		360,800	382,000						
142		361,300							
143		361,800							
144		362,300							
145		362,600							
再任用職員	242,200	253,900	258,000	289,400	306,000	320,100	343,800	379,000	410,600

備考 この表は、警察官に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,100
2	423,200
3	473,300
4	534,500
5	609,700
6	712,000
7	832,300

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	399,100
2	457,300
3	517,400
4	597,700
5	694,900
6	793,200

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に規定する給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,900
2	368,000
3	395,100

参 考 资 料

資 料 目 次

1 職員給与実態調査結果	
令和4年職員給与実態調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員，平均年齢及び平均経験年数	2
第2表 職員の給料表別，学歴別及び性別人員	3
第3表 職員の平均給与月額	4
第4表 職員の扶養親族数別人員	4
第5表 職員の住居手当の支給状況	5
第6表 職員の通勤手当の支給状況	5
第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	6
第8表 職員の地域手当の支給状況	6
第9表 職員の単身赴任手当の支給状況	7
第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員	8
第11表 職員の給料表別，学歴別，年齢別人員及び平均給料月額	28
第12表 再任用職員の給料表別，級別人員	38
第13表 年齢階層別人員構成比（令和4年と平成24年の比較）全職員	39
2 職種別民間給与実態調査結果	
令和4年職種別民間給与実態調査の概要	40
第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数	41
第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給	41
第16表 県内民間の企業規模別，職種別，学歴別給与額等	42
第17表 県内民間における初任給の改定状況	51
第18表 県内民間における家族手当の支給状況	51
第19表 県内民間における在宅勤務手当の支給状況	52
第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第21表 県内民間における定年制の状況	52
3 生計費関係	
令和4年4月の標準生計費算定方法	53
第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費	54
（参考）費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）	54
4 労働経済関係	
第23表 労働経済指標	55
5 人事院の報告及び勧告の概要	58

1 職員給与実態調査結果

令和4年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和4年4月における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

令和4年4月1日に在職する職員で、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員である。

したがって、単純労務職員、企業職員、特別職の職員及び会計年度任用職員は含まれない。

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外している。

ア 臨時的任用職員

イ 在籍専従休職中の職員

ウ 無給出向中の職員

エ 無給派遣中の職員

オ 育児短時間勤務職員

(3) 調査の内容

令和4年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

(4) その他

構成比については、小数点第2位を四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	人 員	構 成 比	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全 給 料 表	22,389	100.0	43.1	21.1
行 政 職 給 料 表	5,385	24.1	42.1	20.6
研 究 職 給 料 表	241	1.1	42.8	20.2
医 療 職 給 料 表 (一)	34	0.2	40.0	16.0
医 療 職 給 料 表 (二)	274	1.2	44.5	20.4
医 療 職 給 料 表 (三)	137	0.6	38.3	15.8
海 事 職 給 料 表	69	0.3	43.7	22.8
教 育 職 給 料 表 (一)	45	0.2	49.5	25.0
教 育 職 給 料 表 (二)	3,461	15.5	45.4	22.6
教 育 職 給 料 表 (三)	9,730	43.5	44.8	22.3
公 安 職 給 料 表	3,013	13.5	37.0	16.3

- (注) 1 「医療職給料表(二)」には、鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)第3条第1項第2号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 2 「医療職給料表(三)」には、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)第3条第1項第4号の「医療職給料表」を含む。(以下、各表について同じ。)
- 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第12表を除き、第13表まで同じ。)
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の適用を受ける者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員

単位：人

区分 給料表	人員	学歴別人員構成				性別人員構成	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(100.0) 22,389	(74.1) 16,591	(12.2) 2,728	(13.6) 3,052	(0.1) 18	(62.2) 13,915	(37.8) 8,474
行政職給料表	(100.0) 5,385	(65.4) 3,522	(8.7) 468	(25.6) 1,381	(0.3) 14	(69.6) 3,749	(30.4) 1,636
研究職給料表	(100.0) 241	(98.3) 237	(0.8) 2	(0.8) 2	(-) -	(79.3) 191	(20.7) 50
医療職給料表(一)	(100.0) 34	(100.0) 34	(-) -	(-) -	(-) -	(88.2) 30	(11.8) 4
医療職給料表(二)	(100.0) 274	(94.5) 259	(5.5) 15	(-) -	(-) -	(65.0) 178	(35.0) 96
医療職給料表(三)	(100.0) 137	(89.8) 123	(10.2) 14	(-) -	(-) -	(1.5) 2	(98.5) 135
海事職給料表	(100.0) 69	(15.9) 11	(29.0) 20	(49.3) 34	(5.8) 4	(100.0) 69	(-) -
教育職給料表(一)	(100.0) 45	(95.6) 43	(4.4) 2	(-) -	(-) -	(64.4) 29	(35.6) 16
教育職給料表(二)	(100.0) 3,461	(92.0) 3,184	(6.3) 219	(1.7) 58	(-) -	(60.8) 2,106	(39.2) 1,355
教育職給料表(三)	(100.0) 9,730	(79.6) 7,744	(20.4) 1,986	(-) -	(-) -	(50.0) 4,864	(50.0) 4,866
公安職給料表	(100.0) 3,013	(47.6) 1,434	(0.1) 2	(52.3) 1,577	(-) -	(89.5) 2,697	(10.5) 316

(注) 1 ()内の数字は、構成比(%)である。

2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。(以下、第11表について同じ。)

第3表 職員の平均給与月額

区分 給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
給料	円 316,227	円 319,264	円 354,751	円 356,541
給料の特別調整額	6,754	6,677	5,567	5,536
扶養手当	10,046	10,558	11,117	11,439
住居手当	6,893	6,722	8,095	7,994
その他	9,891	10,110	14,375	14,341
合計 (平均給与月額)	349,811	353,331	393,905	395,851

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び平成18年切替えに伴う経過措置額を含み、給料の特別調整額には管理職手当を含む。
 2 その他は、地域手当、初任給調整手当及び特勤手当等である。

第4表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち		
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	人 3,203	人 1,636	人 1,465	人 102
2人	3,449	1,574	3,412	47
3人	3,004	2,239	3,002	31
4人	1,026	959	1,026	13
5人	157	151	157	8
6人以上	25	24	25	2
計	10,864	6,583	9,087	203

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 平均扶養親族数は、全職員1人当たり1.1人、行政職給料表適用職員1人当たり1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,910円（平均扶養親族数は2.2人）である。

第5表 職員の住居手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	7,523 ^人	100.0 [%]
手当月額11,000円未満の受給者	40	0.5
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	5,748	76.4
手当月額28,000円の受給者	1,735	23.1
手当受給者1人当たり平均手当月額		23,926 ^円

区 分	受 給 者	手当受給者1人当たり平均手当月額
配偶者の居住する借家・借間	96 ^人	13,037 ^円

第6表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	人 員	構 成 比
受 給 者	15,793 ^人	(100.0) [%] 70.5
交通機関等のみを利用する者	382	(2.4) 1.7
交通用具のみを使用する者	15,106	(95.6) 67.5
交通機関等と交通用具を併用する者	305	(1.9) 1.4
非 受 給 者	6,596	29.5
総 職 員	22,389	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額		12,577 ^円

第7表 職員の給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	受給者計
部局								
各 部 局 に お け る 代 表 的 な 職	知事部局	部長	次長	課長				
	教育部局			校長 特大規模校	校長 大規模校	校長 大規模校	教頭 事務長 課長 補佐級	
	公安部局		部長 大規模 警察署長	課長 警察署長 大規模 警察副署長				
受給者数	30人	91人	562人	76人	749人	704人	2,212人	

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 56,348
------------------	-------------

第8表 職員の地域手当の支給状況

地域手当	計	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	医師等	非支給地
人員	22,389人	35人	10人	1人	0人	5人	2人	1人	28人	22,307人
構成比	100.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	99.6%
平均手当月額	円 238	円 62,767	円 60,110	円 54,675	円 —	円 36,548	円 18,150	円 6,714	円 80,275	円 —

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満
受給者	人 656	人 278	人 92	人 14	人 236	人 96

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離					受給者計
	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上	
受給者	人 89	人 14	人 2	人 1	人 0	人 1,478

手当受給者1人当たり平均手当月額	円 43,820
------------------	-------------

第10表 職員の給料表別，級別，号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		7	1	1					
3		1							
4		9	7						
5	36	88	16	1					1
6		33	24						
7		6	9						
8	22	15	13						
9	8	83	55						1
10		45	24						
11		18	14						1
12	19	16	16						1
13	12	64	56						2
14		30	25						3
15	12	22	13	1					3
16	28	12	17						1
17	4	49	45			1			
18	7	31	21					3	
19	2	28	22					4	1
20	22	9	13					2	2
21	8	42	35	1				3	
22	7	13	10	1				1	
23	33	15	13	1				2	
24	26	5	12					2	
25	102	6	38	1				1	1
26	22	3	23	3				3	
27	7	2	16	1					
28	86	1	5					4	
29	9	3	31	3				3	
30	23		7	2				6	
31	10		12	4				18	4
32	56	2	12	3				12	1
33	30	3	29	2				3	
34	3		18			1		1	
35	2		10	3				6	2
36	1	1	4	6					
37	3		28	1				1	
38			24	3				3	
39	1	1	10	3		1			
40			10	4				3	
41	4		19	6					
42			17	11				1	
43	1		17	9					
44			7	6	1	1	1		
45			10	23		1			
46			11	15	2	4			
47	1		11	21	1	1			
48			11	26		1			
49	1		13	29	1	1			
50			13	28		51			
51			13	26	1	114			
52			10	37	1	20			
53			7	29	1	18			
54			12	35	2	8			
55			11	33	2	33			
56			24	34		9			
57	1		15	31	6	17			
58			15	47	4	7			
59			8	39	1	20			
60			13	27	3	6			
61			10	25		8			
62			9	33	5	8			
63			18	47	5	12			
64			11	39	4	7			
65	3		20	47	11	3			
66			12	39	8	8			
67			11	40	3	6			
68			14	34	25	11			
69			10	26	15	7			
70			5	35	3	7			
71			14	24	6	1			
72			9	27	16	2			
73	1		18	22	20	1			
74			7	18	5	4			
75			3	20	108	4			
76			8	19	19				

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人 1	人	人	人	人	人	人	人	人
78			5	24	11	2			
79			5	24	4	3			
80			4	25	43	2			
81	1		4	14	13				
82			9	17	12	3			
83			11	10	13				
84			3	18	35	1			
85			3	16	13	2			
86			4	7	13	17			
87			4	12	10				
88			3	10	20				
89			2	4	19				
90			2	10	9				
91			5	5	3				
92			1	2					
93			4	1	4				
94			1	452	2				
95			4						
96			4						
97			1						
98			1						
99			3						
100			1						
101									
102			2						
103			2						
104			1						
105			1						
106			3						
107			1						
108			2						
109			1						
110			7						
111			2						
112			1						
113			76						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	615	664	1,357	1,703	503	434	59	33	17

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給を示した。(以下、本表の各給料表について同じ。)

適用職員数	5,385人
-------	--------

研究職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1		3	2		
2					
3					
4		2			
5		2	7		
6					
7					
8		2			
9		5	4		
10			2		
11		1	3		
12		7	1		
13		1	2		
14					
15		1			
16		5			
17		3	7		
18		1	2		
19				1	
20		3	1		
21		3	3		
22		2			
23					
24		3			
25		3	8		
26		1			
27		2	1		
28		1			
29		1	1		
30		1			
31			1		15
32					4
33			1	1	1
34					2
35				1	
36					1
37			2		3
38					2
39			1		
40				1	
41					
42				2	
43					
44				1	
45			1	3	
46				1	
47				3	
48					
49			1	3	
50				3	
51					
52				2	
53			1	1	
54				4	
55				1	
56					
57				2	
58					
59			1	4	
60					
61			2	1	
62					
63				1	
64				3	
65				1	
66				2	
67					
68				1	
69				1	
70					
71			1	1	
72				2	
73				55	
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		53	58	102	28

適用職員数	241人
-------	------

医療職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16	2			
17				
18				
19				
20	3	1		
21		1		
22				
23		1		
24	2	1		
25				
26				
27	1			
28	1	1		
29				
30	1			
31				
32	2			
33				
34				
35				1
36	2			
37	1			
38				
39				
40				
41				
42				
43				1
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				1
54				1
55				
56				
57				2
58				1
59				
60				2
61				
62				
63				
64				
65				3
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	17	5		12

適用職員数	34人
-------	-----

医療職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2				人			
3				1			
4			3				
5				4			
6				2			
7				3			
8		1	5	1			
9			2	2			
10			1	2			
11				1			
12							
13			2	6			
14			1	2		1	
15		1	2				
16			1	1			
17		4		5			
18				1			
19				1			
20				1			
21				2			
22				2		1	
23				2		1	
24				1			
25				2			
26				4			
27				2			1
28				1			16
29				3		1	
30				3		1	
31				1			
32				3			1
33			1	3			
34				1			
35						1	
36							
37				1		1	1
38				2		2	
39					1	2	
40						1	1
41				2		3	
42				2			
43				4		1	
44				2		3	2
45				2		2	1
46				1		3	2
47						1	2
48				2		2	3
49				2		3	1
50				2			2
51						2	
52				3		1	2
53				1		7	
54						1	
55						1	
56						2	1
57						2	4
58			1			1	1
59				1		1	
60						4	1
61		1				2	4
62				1			1
63				1		1	3
64							2
65				1		1	19
66						4	
67							
68						1	
69				1		1	
70							
71							
72				1			
73				1			
74							
75				1			
76							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77	人	人	人	人 ₂	人	人	人
78							
79							
80					1		
81					1		
82							
83							
84							
85					9		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		7	19	99	65	64	20

適用職員数	274人
-------	------

医療職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2			1			
3			3			
4			1			
5			1	2		
6			1	3		
7			2	1		
8						
9			1	2		
10			1	2		
11		7	2			
12		1	1			
13			2			
14		9		2		
15				1		
16		1	1			
17				1		
18		5		1		
19		2		1		
20						
21				2		
22		3	1			
23		1		1		
24		1		1		
25		1				
26		2				
27				2		
28						
29				1		
30						
31						
32						
33				2		
34						
35				1		
36						
37				1		
38						
39						
40						
41						
42				1		
43						
44						
45					1	7
46				1		1
47						
48					1	
49					1	
50						
51						
52						
53				1		
54						
55					1	
56						
57						
58					3	
59					1	
60						
61						
62					2	
63					1	
64						
65						
66					1	
67						
68						
69						1
70						
71					1	
72						
73					2	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80					1	
81						
82						
83						
84					1	
85						
86						
87					1	
88					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
89	人	人	人	人	人	人
90						
91					1	1
92				1	19	
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				5		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		33	18	37	40	9

適用職員数	137人
-------	------

海事職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4				1		
5						
6			1			
7						
8						
9						
10						
11		2				
12				1		
13						
14		1				
15						
16			1			
17						
18		1		1		
19			2	2		
20						
21			1			
22				1		
23			1			
24			1			
25			1	1		
26				1		
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38		1				
39						
40						
41				1	1	
42						
43						
44				1	5	
45						
46					2	
47					1	
48				1	1	
49			1		1	
50						
51						
52						1
53				2	1	
54					1	
55				1		
56						
57						
58						
59						
60					1	
61				2		
62				1		
63				1		
64						
65						
66				2		
67				1	1	
68						
69		1		2		
70				2		
71						
72						
73						
74				1		
75						
76					1	

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	人	人	人	人
78						
79						
80						
81					1	
82						
83						
84				1		
85						
86						
87				1		
88						
89					6	
90						
91				1		
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101				1		
計		6	9	30	24	

適用職員数	69人
-------	-----

教育職給料表（一）

職務の級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11			1	
12	1			
13		1		
14		1		
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27				
28				1
29				1
30			1	
31				2
32	1			1
33		1		
34				
35				
36				
37				1
38				
39				1
40			1	
41				1
42				
43				
44			1	1
45				
46			1	
47				
48				1
49			2	1
50				
51			2	
52			1	
53				
54				
55				
56	1			1
57		1		1
58			1	1
59				
60			1	
61				1
62	1			
63				
64				1
65				
66				1
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76			1	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88				
89			1	
90				
91				
92	1			
93	1			
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129	1			
特2				1
計	7	4	16	18

適用職員数	45人
-------	-----

教育職給料表（二）

職務の級 号給	1	2	3	4
1		人		人
2				13
3				
4				6
5				8
6				
7				
8				8
9				8
10				3
11				1
12				18
13	1			2
14				4
15				
16				14
17				7
18				5
19				8
20				14
21	1			6
22				8
23				10
24				15
25				11
26				3
27				10
28	1			31
29	1			18
30	1			12
31				8
32				20
33				10
34				12
35				7
36	1			29
37				9
38				7
39	2			7
40	2			28
41	1			10
42				7
43	1			11
44	1			25
45	3			10
46	1			12
47	1			6
48	1			29
49	1			12
50				13
51	1		1	5
52	1			29
53	1			8
54			3	15
55				9
56	2		2	30
57	1		7	15
58	1		5	15
59			4	17
60	1		5	27
61			3	18
62			3	14
63			12	18
64	3		3	35
65	1		2	9
66			1	14
67			7	11
68	4		4	40
69	1		2	27
70	1		3	26
71	1		4	21
72	1		1	38
73			2	18
74	2		1	26
75			2	22
76	5		2	40

職務の級 号給	1	2	3	4
77	人	人	人	人
78	1	23	22	
79	1	24		
80	2	20		
81		25		
82	3	22		
83		19		
84		14		
85	2	25		
86		22		
87		30		
88	3	28		
89		34		
90	2	31		
91		24		
92	2	37		
93	1	30		
94	2	19		
95	1	20		
96		30		
97		21		
98		38		
99		26		
100	1	26		
101		25		
102		28		
103		27		
104		27		
105		22		
106		23		
107		39		
108	1	18		
109		18		
110		22		
111	1	36		
112	1	37		
113		31		
114		31		
115		34		
116		35		
117		40		
118		23		
119	1	23		
120		39		
121	1	15		
122	1	32		
123		31		
124	1	24		
125		10		
126		24		
127		22		
128	2	23		
129		14		
130		34		
131		16		
132	2	30		
133	1	21		
134	1	25		
135	1	28		
136	2	26		
137		17		
138	2	38		
139		41		
140	1	50		
141		33		
142		50		
143	2	65		
144		61		
145	2	44		
146	1	172		
147	2			
148	1			
149	1			
150				
151	2			
152				
153	12			
計	110	3,173	101	77

適用職員数	3,461人
-------	--------

教育職給料表（三）

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4		5		
5				
6		3		
7		3		
8		1		
9				
10		5		1
11		2		
12		2		
13		141		
14		7		
15		3		
16		113		
17		28		
18		22		
19		14		
20		77		4
21		31		9
22		25		17
23		11		202
24		81	2	18
25		33		5
26		27		5
27		16		84
28		78	1	15
29		36	3	12
30		31	1	6
31		26	1	60
32		70		22
33		43		17
34		27	3	16
35		26	1	35
36		67		12
37		35	3	122
38		34	1	
39		23	3	
40		67	2	
41		44	1	
42		37	3	
43		33	1	
44		51	5	
45		36	6	
46		51	5	
47		24	3	
48		48	7	
49		40	4	
50		37	8	
51		19	9	
52		62	7	
53		33	2	
54		33	5	
55		30	3	
56		59	4	
57		36	9	
58		36	10	
59		28	10	
60		73	4	
61		43	8	
62		38	8	
63		37	15	
64		54	8	
65		36	11	
66		43	8	
67		32	9	
68		62	7	
69		47	5	
70		40	18	
71		23	10	
72		58	13	
73		47	31	
74		40	31	
75		29	12	
76		57	22	
77		44	10	
78		50	34	
79		40	18	
80		45	13	
81		36	8	
82		45	39	
83		41	15	
84		40	7	

号給	職務の級			
	1	2	3	4
	人	人	人	人
85		28	7	
86		44	25	
87		49	6	
88		32	8	
89		39	7	
90		51	24	
91		43	10	
92		67	15	
93		40	107	
94		51		
95		48		
96		39		
97		54		
98		51		
99		43		
100		49		
101		56		
102		52		
103		64		
104		50		
105		67		
106		67		
107		44		
108		33		
109		47		
110		53		
111		59		
112		73		
113		61		
114		67		
115		74		
116		50		
117		37		
118		81		
119		51		
120		28		
121		74		
122		70		
123		59		
124		52		
125		42		
126		62		
127		69		
128		37		
129		75		
130		54		
131		75		
132		48		
133		42		
134		41		
135		42		
136		38		
137		47		
138		52		
139		64		
140		73		
141		59		
142		62		
143		73		
144		47		
145		54		
146		74		
147		80		
148		62		
149		92		
150		102		
151		138		
152		126		
153		153		
154		175		
155		186		
156		131		
157		752		
計		8,372	696	662

適用職員数	9,730人
-------	--------

公安職給料表

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人								
2									
3	34								
4									
5									
6	37								
7	2								
8	3								
9									
10	2								
11	5								
12	45								
13	1								
14	8								
15	1								
16	33	1							
17									
18	2	5							
19	38	1							
20	38	56							
21	1								
22	41	27							
23	1	1					1		
24	32	66			1				
25									
26	8	21							
27	1	2							
28	8	71	1	5	1				
29	1	1				1			
30	3	20		5	1				4
31	2	1							2
32	1	46	17	6	1				1
33		3				1			2
34	2	18	26	5	2				
35	2	10	2			1			
36	4	49	17	15		1			
37		7		1	1				1
38	1	21	19	12	2				
39	1	4	1	1		2			1
40	2	45	30	11	1	2			
41		6	2		1	3			
42		36	18	13		1			
43		2		1	1				
44		32	21	10	1	2		1	
45				1		1		5	
46		18	13	16	1	2		3	
47			1	1		1		8	
48		18	31	10	5			3	
49		2		4	3	1		1	
50		20	35	17	1	2			
51		1	2	1	1	1		1	
52		22	40	12		1			
53			2		1	1	6	1	
54		22	31	11	1	2	1		
55		1	1	4		3	15	1	
56		14	40	14	7		4		
57		1	3	7	7		7		
58		19	39	13	5	4			
59	1		5	6	2	3	6		
60		2	30	11	7	2			
61			6	5	7	3	6		
62			28	12	1				
63			2	5	11	3	6		
64		1	23	9	6	3	1		
65			1	7	9	4	4		
66			30	9	4	1	4		
67			2	9	7	1	5		
68			23	19	6		1		
69			3	13	10	5	2		
70			20	17	2	2	1		
71			2	8	7	2	5		
72			14	16	4	2			
73			1	12	6	4	4		
74			17	14	3	4	1		
75	1		4	17	12	3	4		
76			19	8	5		1		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			6	9	8	1	3		
79			14	11	3	1			
80			8	12	4	5	1		
81			5	14	6	2	1		
82			7	12	3	2	2		
83			6	3	1	3			
84			2	7	6	9	1		
85			2	2	5	1			
86			2	4	6	1			
87			2	3	4	4			
88			1	3	4	3			
89			2		10	5			
90			2		2	3			
91				5	4	2			
92				4	4				
93			1	3	117	34			
94			3	4					
95									
96			1	2					
97			1	3					
98			1	3					
99			3	1					
100				1					
101			1	2					
102									
103				1					
104				4					
105			2	4					
106				2					
107			1	1					
108			2	1					
109				3					
110				1					
111				1					
112				4					
113				1					
114				2					
115				4					
116			1	2					
117				2					
118									
119			1	2					
120				3					
121									
122				2					
123				2					
124				3					
125				73					
126			1						
127			1						
128			1						
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
計	362	694	703	621	347	158	93	24	11

適用職員数	3,013人
-------	--------

第11表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員及び平均給料月額

行政職給料表

年齢	学歴		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	項目	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					32	151,000			32	151,000
19					26	153,908			26	153,908
20			14	161,607	26	158,308			40	159,463
21			12	164,492	26	164,727			38	164,653
22	84	181,648	10	169,270	24	170,875			118	178,408
23	104	185,332	13	178,338	23	177,491			140	183,394
24	112	192,163	15	183,427	20	184,645			147	190,249
25	101	200,956	8	194,375	9	189,700			118	199,652
26	123	207,389	4	209,600	22	205,627			149	207,189
27	99	213,742	14	211,543	20	213,210			133	213,431
28	88	220,093	10	216,570	14	214,593			112	219,091
29	111	227,755	8	225,988	19	228,721			138	227,786
30	92	236,373	11	226,191	12	232,625			115	235,008
31	76	243,458	6	244,650	18	239,278			100	242,777
32	79	248,549	5	251,760	22	244,141			106	247,786
33	88	255,184	5	251,980	17	256,741			110	255,279
34	78	262,169	3	255,267	5	247,940			86	261,101
35	51	270,671	4	270,075	10	273,630			65	271,089
36	48	274,013	5	256,440	26	286,588			79	277,039
37	54	279,426	3	284,100	28	291,439			85	283,548
38	51	289,437	7	281,929	21	281,819			79	286,747
39	39	297,679	x	x	37	303,324			77	300,484
40	53	309,687	4	308,400	31	315,742			88	311,761
41	55	322,564	3	316,767	17	320,747	x	x	76	321,913
42	67	334,234	6	322,050	30	324,710			103	330,750
43	60	342,903	7	327,171	37	332,289	x	x	105	337,966
44	71	349,575	13	342,823	47	337,134			131	344,442
45	76	357,089	20	353,200	36	347,153			132	353,790
46	83	361,497	14	349,471	54	352,700	x	x	152	357,249
47	123	364,141	19	360,805	59	355,914	x	x	202	361,151
48	120	372,016	22	365,359	44	360,741	x	x	187	368,351
49	99	375,662	28	365,879	50	362,044	x	x	178	370,077
50	142	376,162	21	368,267	46	366,298	2	361,000	211	373,082
51	119	382,528	33	379,017	60	367,115			212	377,619
52	120	385,015	10	377,290	38	377,568			168	382,871
53	146	388,641	21	386,562	49	376,863	2	353,900	218	385,474
54	138	394,193	22	385,036	57	379,075	x	x	218	389,188
55	117	395,631	14	390,614	52	383,810	x	x	184	391,666
56	133	396,217	16	388,194	65	385,814			214	392,457
57	106	399,838	15	396,407	49	385,182			170	395,310
58	111	404,540	15	392,193	51	387,660	x	x	178	398,430
59	105	408,494	7	388,829	52	392,008	x	x	165	402,106
60以上										
合計	3,522	315,169	468	315,923	1,381	316,813	14	345,857	5,385	315,736

(注) 1 平均給料月額は、平成18年切替えに伴う経過措置額を含んだ額である。(以下、本表の各給料表について同じ。)

2 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下、本表の各給料表について同じ。)

研究職給料表

学歴 年齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目 職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	x	x							x	x
23	5	201,100							5	201,100
24	3	214,300							3	214,300
25	12	218,967							12	218,967
26	5	230,840							5	230,840
27	7	233,357	x	x					8	235,113
28	8	247,975							8	247,975
29	10	258,330							10	258,330
30	6	277,717							6	277,717
31	5	294,700							5	294,700
32	7	304,800							7	304,800
33	5	308,720							5	308,720
34	6	321,167			x	x			7	321,057
35	7	335,529							7	335,529
36	7	336,229							7	336,229
37	4	344,950							4	344,950
38										
39										
40	2	328,900			x	x			3	340,700
41	2	374,600							2	374,600
42	3	387,400							3	387,400
43	x	x							x	x
44	2	411,950							2	411,950
45	6	404,567							6	404,567
46	5	412,240							5	412,240
47	8	415,688							8	415,688
48	5	414,420							5	414,420
49	10	424,820							10	424,820
50	4	424,150							4	424,150
51	8	436,775							8	436,775
52	8	440,500							8	440,500
53	14	438,229							14	438,229
54	8	440,375							8	440,375
55	10	446,600							10	446,600
56	14	459,343							14	459,343
57	6	461,267							6	461,267
58	14	456,450	x	x					15	457,180
59	9	459,189							9	459,189
60以上										
合 計	237	367,588	2	357,400	2	342,350			241	367,294

医療職給料表（一）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 円								
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26	4	300,625							4	300,625
27	2	317,400							2	317,400
28	4	327,225							4	327,225
29	3	350,767							3	350,767
30	x	x							x	x
31										
32	x	x							x	x
33	4	375,125							4	375,125
34	x	x							x	x
35	x	x							x	x
36										
37	x	x							x	x
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46	x	x							x	x
47										
48										
49										
50										
51	x	x							x	x
52										
53										
54										
55										
56	x	x							x	x
57	x	x							x	x
58	x	x							x	x
59										
60以上	7	565,571							7	565,571
合計	34	423,665							34	423,665

医療職給料表（二）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 月								
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24	x	x							x	x
25	3	214,333							3	214,333
26	2	235,200							2	235,200
27	2	224,650							2	224,650
28	5	235,320							5	235,320
29	8	248,213							8	248,213
30	5	255,980							5	255,980
31	6	255,850							6	255,850
32	10	264,840							10	264,840
33	7	264,871							7	264,871
34	8	268,863							8	268,863
35	4	287,450							4	287,450
36	14	284,557	x	x					15	285,067
37	11	289,773							11	289,773
38	5	299,420							5	299,420
39	6	315,850							6	315,850
40	8	325,375	x	x					9	325,489
41	3	322,267							3	322,267
42	x	x							x	x
43	7	346,243							7	346,243
44	3	355,600							3	355,600
45	9	368,467	x	x					10	367,700
46	10	348,020	x	x					11	347,409
47	8	377,975	2	355,950					10	373,570
48	11	361,464							11	361,464
49	9	380,956							9	380,956
50	10	377,910							10	377,910
51	9	394,633	x	x					10	394,940
52	8	396,438	x	x					9	397,056
53	7	383,114	x	x					8	383,788
54	7	390,586							7	390,586
55	12	402,208							12	402,208
56	11	401,036	3	392,367					14	399,179
57	7	412,429							7	412,429
58	15	412,613	2	400,850					17	411,229
59	7	416,671	x	x					8	413,150
60以上										
合計	259	339,430	15	372,540					274	341,242

医療職給料表（三）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	項目	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	7	213,200							7	213,200
23	7	217,200	x	x					8	216,850
24	8	221,225							8	221,225
25	6	228,733							6	228,733
26	6	237,467							6	237,467
27	3	243,233	2	248,350					5	245,280
28	2	252,200	x	x					3	252,600
29	4	260,900							4	260,900
30	4	264,725	x	x					5	263,060
31	5	271,180	x	x					6	271,117
32	4	277,925	2	257,650					6	271,167
33	3	278,267							3	278,267
34	x	x							x	x
35	2	274,600							2	274,600
36	x	x	x	x					2	289,600
37	3	300,567							3	300,567
38	3	290,000							3	290,000
39	x	x							x	x
40	3	323,033							3	323,033
41										
42			x	x					x	x
43	2	362,100							2	362,100
44	x	x							x	x
45	3	374,233							3	374,233
46	4	374,850							4	374,850
47										
48	4	381,875							4	381,875
49			x	x					x	x
50	x	x							x	x
51	2	391,450							2	391,450
52	3	393,033	x	x					4	389,025
53	7	390,086							7	390,086
54	3	388,133							3	388,133
55	4	393,700							4	393,700
56	3	405,633							3	405,633
57	3	388,133							3	388,133
58	6	405,433							6	405,433
59	4	412,200	2	385,350					6	403,250
60以上										
合計	123	308,291	14	297,321					137	307,170

海 事 職 給 料 表

年齢 項目	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円	職員数	平均給料額 円
18										
19										
20			2	199,700					2	199,700
21			x	x					x	x
22			x	x					x	x
23										
24					x	x			x	x
25										
26					x	x			x	x
27										
28	x	x	x	x					2	269,900
29			2	272,250					2	272,250
30			2	264,200					2	264,200
31										
32					x	x			x	x
33										
34	x	x	x	x					2	297,000
35					3	278,033			3	278,033
36	x	x	x	x					2	314,750
37										
38			x	x	x	x			2	345,950
39					x	x			x	x
40					2	358,450			2	358,450
41			x	x					x	x
42					x	x			x	x
43					2	370,600			2	370,600
44			x	x	x	x			2	344,350
45	2	370,800							2	370,800
46							x	x	x	x
47					x	x			x	x
48	x	x	x	x	2	404,900	x	x	5	397,220
49	x	x	x	x	2	388,850			4	390,650
50	x	x							x	x
51	x	x	2	410,400					3	410,400
52	x	x	x	x					2	340,400
53	x	x			3	403,900			4	411,350
54					4	412,750			4	412,750
55			x	x	2	400,650			3	407,600
56					x	x	x	x	2	390,800
57					x	x			x	x
58					x	x			x	x
59					3	411,300	x	x	4	404,575
60以上										
合 計	11	360,518	20	315,055	34	368,835	4	365,675	69	351,738

教育職給料表（一）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 円								
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27			x	x					x	x
28										
29	x	x							x	x
30	x	x							x	x
31										
32	x	x							x	x
33										
34										
35	2	340,300							2	340,300
36										
37										
38										
39	x	x							x	x
40	3	381,300							3	381,300
41	x	x							x	x
42	x	x							x	x
43	x	x							x	x
44	x	x							x	x
45	x	x							x	x
46	3	419,033							3	419,033
47	x	x							x	x
48	2	451,550							2	451,550
49	x	x							x	x
50	x	x							x	x
51										
52	x	x							x	x
53	3	486,167							3	486,167
54	x	x							x	x
55			x	x					x	x
56	3	526,500							3	526,500
57										
58	3	510,967							3	510,967
59										
60以上	10	487,440							10	487,440
合計	43	442,860	2	299,700					45	436,498

教育職給料表（二）

年齢	学歴		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	職員数	平均給料額	
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18												
19												
20												
21												
22	13	204,308					x	x			14	202,700
23	12	209,933									12	209,933
24	19	216,805									19	216,805
25	26	223,242					x	x			27	222,952
26	20	231,425									20	231,425
27	33	238,488	2	236,900			x	x			36	237,711
28	38	250,050	2	248,000							40	249,948
29	41	259,273	x	x							42	258,593
30	54	266,883	4	259,950			x	x			59	265,800
31	50	274,410	4	255,650			2	231,600			56	271,541
32	51	282,849	5	270,360			2	253,750			58	280,769
33	63	291,219					x	x			64	290,488
34	50	300,998	x	x							51	300,414
35	46	308,646	2	269,000							48	306,994
36	63	314,681	x	x							64	314,228
37	74	326,024	2	321,200							76	325,897
38	71	333,400	8	292,363							79	329,244
39	85	343,482	5	337,620			x	x			91	342,288
40	96	350,384	4	306,975			x	x			101	348,149
41	97	354,805	4	317,275			4	332,650			105	352,531
42	77	363,418	5	330,060			2	311,200			84	360,189
43	122	371,629	3	356,767			2	318,200			127	370,436
44	120	379,780	4	361,325			2	304,650			126	378,002
45	122	384,986	6	378,300							128	384,673
46	129	392,236	11	372,100			2	355,800			142	390,163
47	123	396,867	4	377,150			2	378,750			129	395,975
48	161	402,265	12	387,825			x	x			174	400,814
49	178	406,380	15	398,933			2	361,000			195	405,342
50	174	409,254	11	402,891			6	388,550			191	408,237
51	122	414,261	18	406,761			x	x			141	412,927
52	120	414,393	13	397,523			x	x			134	413,017
53	117	417,912	6	386,733							123	416,391
54	113	420,473	17	402,400			3	337,367			133	416,289
55	89	422,326	8	387,113			7	406,614			104	418,560
56	111	422,836	10	399,440			2	390,400			123	420,407
57	100	422,333	14	388,657			4	392,450			118	417,325
58	111	426,294	8	399,688			2	391,250			121	423,955
59	93	432,327	9	370,178			4	389,375			106	425,429
60以上												
合 計	3,184	372,895	219	368,472			58	345,217			3,461	372,151

教育職給料表（三）

年齢	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		計	
	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
項目 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20			5	180,500					5	180,500
21			5	187,780					5	187,780
22	122	204,600	9	195,567					131	203,979
23	147	209,150	11	205,773					158	208,915
24	128	215,966	14	213,493					142	215,723
25	142	223,487	10	218,570					152	223,163
26	138	230,504	8	223,475					146	230,119
27	154	239,092	7	232,214					161	238,793
28	130	250,025	4	241,275					134	249,764
29	146	257,905	6	243,500					152	257,337
30	142	267,506	9	255,944					151	266,817
31	132	275,520	8	269,650					140	275,184
32	145	282,890	11	269,100					156	281,918
33	134	291,367	5	286,520					139	291,193
34	174	300,255	8	287,538					182	299,696
35	127	308,425	9	294,856					136	307,527
36	153	316,572	23	310,243					176	315,745
37	151	325,811	19	316,684					170	324,791
38	174	333,138	23	326,426					197	332,354
39	160	343,015	11	326,964					171	341,982
40	168	351,920	25	343,816					193	350,870
41	174	358,658	18	350,244					192	357,869
42	180	364,233	27	357,093					207	363,302
43	176	369,949	27	366,689					203	369,516
44	248	376,116	39	369,887					287	375,270
45	223	380,950	48	375,263					271	379,943
46	291	387,294	70	381,921					361	386,252
47	327	392,043	81	387,149					408	391,071
48	320	397,071	94	391,039					414	395,701
49	329	400,953	119	397,855					448	400,130
50	321	405,499	145	402,288					466	404,500
51	283	409,059	130	403,133					413	407,193
52	298	410,799	116	406,347					414	409,552
53	283	413,590	172	407,285					455	411,207
54	288	416,420	145	407,800					433	413,534
55	230	418,435	92	410,083					322	416,049
56	256	418,845	128	411,868					384	416,519
57	247	420,245	107	409,264					354	416,926
58	271	422,365	92	408,982					363	418,973
59	232	423,188	106	412,075					338	419,702
60以上										
合計	7,744	357,144	1,986	386,014					9,730	363,036

公安職給料表

年齢	学歴 大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	項目 職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月	職員数	平均給料額 月
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					23	173,900			23	173,900
19					36	177,650			36	177,650
20					52	186,542			52	186,542
21					47	193,660			47	193,660
22	32	204,400			41	203,541			73	203,918
23	35	210,246			51	212,276			86	211,450
24	27	222,733			40	222,580			67	222,642
25	46	229,983			63	229,849			109	229,906
26	50	237,302			49	235,569			99	236,444
27	31	244,384			45	244,760			76	244,607
28	50	249,922			35	248,774			85	249,449
29	45	255,462			45	256,253			90	255,858
30	46	261,143			48	263,677			94	262,437
31	49	263,949			40	267,090			89	265,361
32	51	272,651			36	275,206			87	273,708
33	51	283,225			56	279,250			107	281,145
34	63	287,249			56	289,036			119	288,090
35	72	299,493			37	295,695			109	298,204
36	52	308,771			63	302,295			115	305,223
37	56	311,534			48	316,104			104	313,643
38	53	318,983			48	328,385			101	323,451
39	38	330,153			42	326,212			80	328,084
40	47	333,136			47	343,168			94	338,152
41	47	350,562			27	350,985			74	350,716
42	56	364,345			33	356,006			89	361,253
43	38	364,147			32	369,184			70	366,450
44	48	380,663			34	376,424			82	378,905
45	26	392,277			35	380,823			61	385,705
46	36	396,064			28	395,254			64	395,709
47	27	403,389			41	393,568			68	397,468
48	16	414,475			38	401,971			54	405,676
49	16	413,531			36	410,756			52	411,610
50	17	410,876	x	x	22	403,550			40	406,415
51	17	414,559			31	413,013			48	413,560
52	17	417,435			22	417,982			39	417,744
53	24	424,767	x	x	17	422,994			42	424,088
54	26	415,123			29	417,669			55	416,465
55	22	414,677			22	422,986			44	418,832
56	36	416,753			24	424,850			60	419,992
57	20	422,285			12	426,767			32	423,966
58	26	424,819			24	418,600			50	421,834
59	25	413,236			22	424,145			47	418,343
60以上										
合 計	1,434	320,183	2	410,000	1,577	304,999			3,013	312,295

第12表 再任用職員の給料表別，級別人員

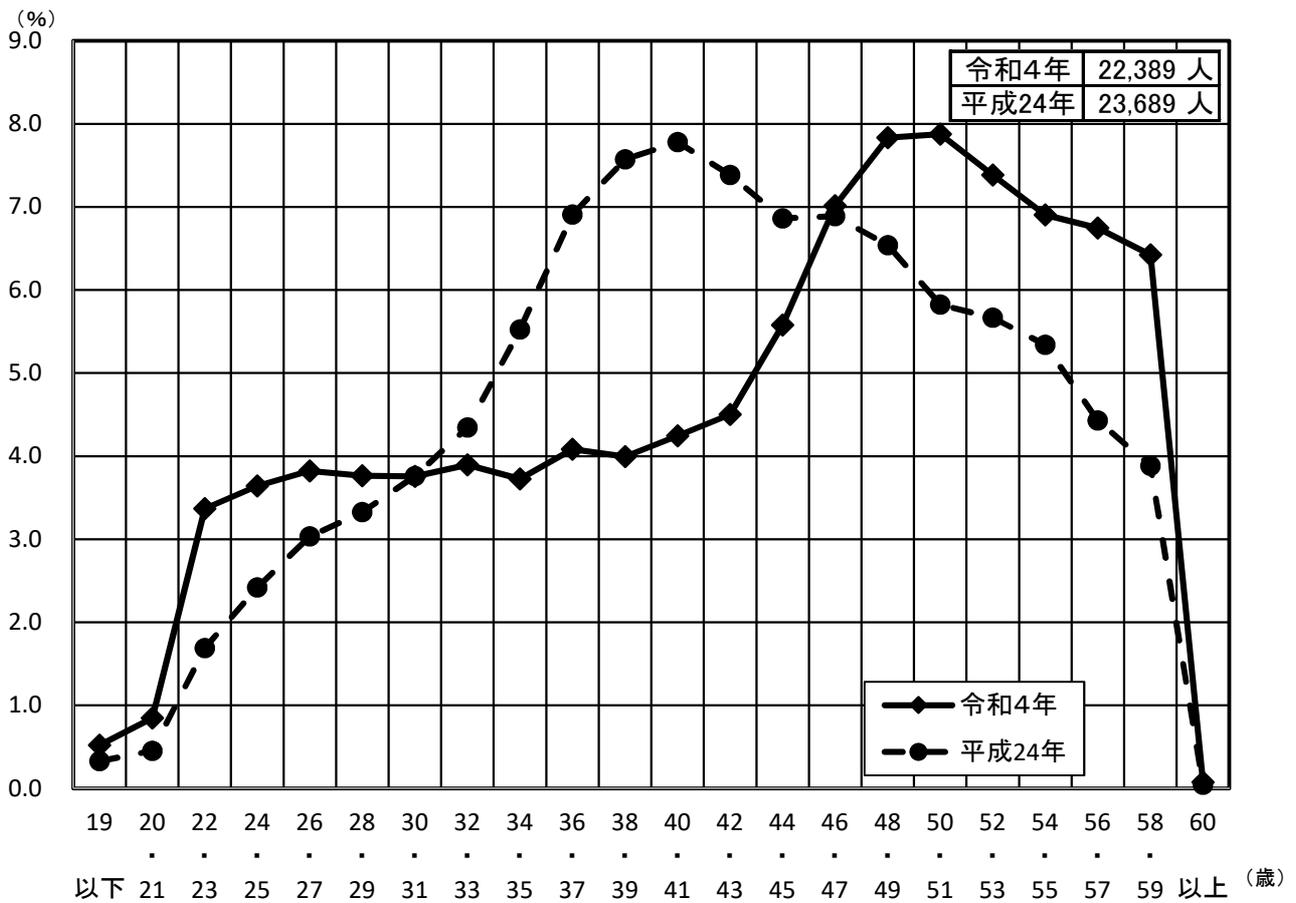
1 フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	365	人	人	人	325	38	2				
研究職給料表	9				9						
医療職給料表（二）	6					6					
医療職給料表（三）	4					4					
海事職給料表	2					1	1				
教育職給料表（二）	195	22	173								
教育職給料表（三）	542		542								
公安職給料表	39			4	30	1	4				
給料表計	1,162										
60歳	(326)										
61歳	(248)										
62歳	(270)										
63歳	(193)										
64歳	(125)										

2 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	計	人									
行政職給料表	45	人	人	人	41	3	1				
医療職給料表（三）	1					1					
教育職給料表（三）	34			34							
給料表計	80										
60歳	(11)										
61歳	(11)										
62歳	(17)										
63歳	(26)										
64歳	(15)										

第13表 年齢階層別人員構成比（令和4年と平成24年の比較）全職員



2 職種別民間給与実態調査結果

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事業委員会及び人事院等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 482事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から121事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

ア 調査実人員は、3,679人（うち初任給関係職種181人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は3,293人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は14,267人であり、うち、行政職に相当するものは12,426人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 県内民間の産業別，企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 107	事業所 11	事業所 6	事業所 6	事業所 62	事業所 22
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	11	2	0	0	6	3
製 造 業	38	2	5	2	19	10
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	20	3	1	0	12	4
卸 売 業 ， 小 売 業	10	1	0	2	7	0
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	4	1	0	1	2	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	24	2	0	1	16	5

- (注) 1 上記調査事業所のほか，調査不能の事業所が14事業所あった。
 2 調査対象事業所121に占める調査完了事業所107事業所の割合（調査完了率）は，88.4%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 県内民間の職種別，学歴別，企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	206,412	239,091	198,890	-
	短 大 卒	169,113	184,583	164,996	-
	高 校 卒	165,680	x	161,981	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	228,692	238,157	206,708	x
	短 大 卒	192,899	193,958	191,641	-
	高 校 卒	160,386	161,475	158,123	x
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	214,728	238,443	200,091	x
	短 大 卒	179,495	190,833	173,245	-
	高 校 卒	163,704	166,553	160,965	x

- (注) 1 金額は，基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり，時間外手当，家族手当，通勤手当等，特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は，調査事業所が1事業所の場合である。

第16表 県内民間の企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)						
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	50.6	560,580	164	560,416	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、 本表3企業規模100人以上 500人未満及び 本表4企業規模50人以上100 人未満の対応 級欄参照		
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	2	50.6	560,580	164	560,416				
	中学校卒	-	-	-	-	-				
	工場長	5	55.5	786,329	649	785,680				
	大学卒	x	x	x	x	x				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	4	54.8	866,737	790	865,947				
	中学校卒	-	-	-	-	-				
	事務部長	97	53.6	526,882	14,237	512,645			2課以上又は構 成員20人以上 の部の長 職能資格等が 上記部の長と 同等と認められ る部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者 を除く。)	同上
	大学卒	53	53.5	566,674	9,508	557,166				
短大卒	11	50.1	567,702	48,123	519,579					
高校卒	33	54.7	454,365	11,347	443,018					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術部長	68	51.2	602,191	44,293	557,898					
大学卒	42	49.7	637,248	46,332	590,916					
短大卒	9	54.5	564,064	57,411	506,653					
高校卒	17	53.0	542,770	33,697	509,073					
中学校卒	-	-	-	-	-					
事務部次長	38	53.6	498,130	4,574	493,556	前記部長に事 故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が 上記部の次長 と同等と認めら れる部の次長 及び部次長級 専門職 中間職(部長一 課長間)	同上			
大学卒	20	52.4	560,000	1,000	559,000					
短大卒	8	56.0	423,131	0	423,131					
高校卒	10	54.7	389,038	17,606	371,432					
中学校卒	-	-	-	-	-					
技術部次長	28	49.3	501,751	27,387	474,364					
大学卒	14	50.5	531,154	26,857	504,297					
短大卒	6	46.6	436,228	0	436,228					
高校卒	8	49.1	497,902	49,688	448,214					
中学校卒	-	-	-	-	-					
事務課長	268	49.8	488,392	19,912	468,480			2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職能資格等が 上記課の長と 同等と認められ る課の長及び 課長級専門職	同上	
大学卒	136	49.4	521,564	13,526	508,038					
短大卒	29	49.1	444,075	19,554	424,521					
高校卒	101	50.8	451,586	30,761	420,825					
中学校卒	2	48.0	310,700	250	310,450					
技術課長	152	49.2	579,527	98,018	481,509					
大学卒	62	48.2	601,726	120,179	481,547					
短大卒	26	47.9	533,538	82,949	450,589					
高校卒	64	50.7	574,873	81,294	493,579					
中学校卒	-	-	-	-	-					

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から
職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	113	48.2	449,297	34,977	414,320	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2企業規模500人以上, 本表3企業規模100人以上 500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照		
	大学卒	58	46.1	472,994	50,903	422,091				
	短大卒	18	50.8	421,818	16,751	405,067				
	高校卒	37	50.3	422,490	16,836	405,654				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	21	45.8	495,253	59,740	435,513				
	大学卒	6	47.0	558,219	95,830	462,389				
	短大卒	4	43.2	510,544	66,092	444,452				
	高校卒	11	46.2	461,330	41,114	420,216				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	352	45.4	385,864	40,334	345,530			係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	161	43.2	392,500	39,366	353,134				
	短大卒	55	47.6	391,930	39,768	352,162				
	高校卒	133	47.5	373,999	38,829	335,170				
	中学卒	3	36.9	448,811	167,023	281,788				
	技術係長	216	46.5	441,397	54,571	386,826				
	大学卒	91	46.3	446,051	45,612	400,439				
	短大卒	45	44.8	426,400	62,517	363,883				
	高校卒	80	48.0	444,001	62,871	381,130				
	中学卒	-	-	-	-	-				
事務主任	237	41.1	314,933	22,361	292,572	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上			
大学卒	94	37.3	311,481	15,678	295,803					
短大卒	47	41.7	310,294	20,668	289,626					
高校卒	96	44.8	321,041	30,407	290,634					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	197	40.4	375,221	62,483	312,738					
大学卒	80	37.4	360,528	63,157	297,371					
短大卒	38	40.5	348,548	48,790	299,758					
高校卒	79	44.6	412,992	70,326	342,666					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	889	36.1	260,208	21,718	238,490				同上	
大学卒	296	33.2	269,024	23,373	245,651					
短大卒	172	37.2	256,647	20,012	236,635					
高校卒	416	37.5	255,611	20,856	234,755					
中学卒	5	43.1	279,887	70,512	209,375					
技術係員	433	30.9	296,069	45,846	250,223					
大学卒	195	29.7	314,882	51,580	263,302					
短大卒	81	29.1	269,365	37,821	231,544					
高校卒	157	33.9	281,294	41,277	240,017					
中学卒	-	-	-	-	-					

(注) 「中間職(課長(係長)一係長(係員)間)」とは、課長(係長)と係長(係員)の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長(係長)と係長(係員)の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	2	50.6	560,580	164	560,416	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	50.6	560,580	164	560,416		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	3	52.5	899,503	1,010	898,493		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	52.5	899,503	1,010	898,493		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	29	53.0	684,853	48,529	636,324	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	22	52.8	676,992	20,953	656,039		
短大卒	4	52.0	749,976	160,818	589,158			
高校卒	3	56.0	677,325	171,673	505,652			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	38	49.9	712,487	80,925	631,562	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	30	49.6	710,028	65,451	644,577			
短大卒	3	52.7	751,509	178,121	573,388			
高校卒	5	49.8	707,079	117,530	589,549			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	11	53.1	639,432	10,577	628,855	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級	
大学卒	9	52.3	636,731	0	636,731			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	2	61.3	670,167	130,925	539,242			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	10	51.7	619,160	84,020	535,140	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	6	52.7	601,065	63,735	537,330			
短大卒	-	-	-	-	-			
高校卒	4	49.8	655,713	124,995	530,718			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	121	49.9	561,481	30,906	530,575	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職7級 " 8級	
大学卒	70	50.0	569,331	16,833	552,498			
短大卒	11	47.6	543,860	40,199	503,661			
高校卒	40	50.2	549,190	60,575	488,615			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術課長	104	49.4	625,301	125,175	500,126	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	42	48.9	656,323	154,474	501,849			
短大卒	15	47.1	575,827	108,031	467,796			
高校卒	47	50.7	610,977	102,121	508,856			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きま って支 給する 給与 (A)	うち時 間 外手 当(B)						
								円	円	
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	51	46.9	508,164	62,082	446,082	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職5級 〃 6級		
	大学卒	32	45.1	525,459	74,669	450,790				
	短大卒	6	53.4	489,209	39,054	450,155				
	高校卒	13	48.4	466,997	37,444	429,553				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	15	47.2	539,795	75,608	464,187				
	大学卒	4	53.3	657,935	134,994	522,941				
	短大卒	4	43.2	510,544	66,092	444,452				
	高校卒	7	46.7	503,986	54,729	449,257				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	138	45.9	422,068	51,829	370,239			係の長及び係長級専門職	行政職3級 〃 4級
	大学卒	63	42.6	429,979	55,419	374,560				
	短大卒	17	48.8	430,117	55,693	374,424				
	高校卒	58	48.6	410,997	46,740	364,257				
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係長	91	46.4	543,828	109,468	434,360					
大学卒	40	45.6	533,956	98,660	435,296					
短大卒	15	45.9	518,900	114,709	404,191					
高校卒	36	47.9	573,478	123,236	450,242					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	74	45.3	336,544	29,611	306,933	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)			
大学卒	11	35.3	322,445	23,591	298,854					
短大卒	14	47.8	327,799	21,565	306,234					
高校卒	49	46.9	342,983	33,849	309,134					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	93	39.5	472,508	92,815	379,693					
大学卒	32	35.3	464,589	93,704	370,885					
短大卒	16	38.8	422,151	68,953	353,198					
高校卒	45	43.8	503,965	103,448	400,517					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	255	36.7	281,679	23,904	257,775				行政職1級	
大学卒	67	34.1	290,568	30,761	259,807					
短大卒	38	38.8	290,276	21,902	268,374					
高校卒	150	37.2	276,103	21,712	254,391					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	198	29.4	323,114	57,938	265,176					
大学卒	92	29.2	342,573	60,776	281,797					
短大卒	28	26.6	286,672	48,977	237,695					
高校卒	78	30.9	305,350	56,898	248,452					
中学卒	-	-	-	-	-					

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級 " 8級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	2	61.0	583,255	0	583,255		
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	x	x	x	x	x		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	61	53.6	477,005	1,391	475,614	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	30	54.0	486,492	1,510	484,982		
短大卒	6	49.5	507,541	5,248	502,293			
高校卒	25	54.2	458,907	343	458,564			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部長	27	52.8	494,386	5,320	489,066			
大学卒	11	50.3	496,181	6,522	489,659			
短大卒	6	55.2	489,343	9,292	480,051			
高校卒	10	54.2	495,340	1,660	493,680			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務部次長	23	54.2	425,879	1,190	424,689	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	10	51.7	452,998	2,628	450,370			
短大卒	8	56.0	423,131	0	423,131			
高校卒	5	56.8	372,247	0	372,247			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部次長	16	48.3	455,849	499	455,350			
大学卒	8	49.0	480,240	0	480,240			
短大卒	6	46.6	436,228	0	436,228			
高校卒	2	50.3	413,648	4,034	409,614			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	135	49.5	392,773	5,367	387,406	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級 " 6級	
大学卒	62	47.8	429,291	8,051	421,240			
短大卒	16	50.3	338,863	607	338,256			
高校卒	55	51.2	371,822	4,040	367,782			
中学卒	2	48.0	310,700	250	310,450			
技術課長	45	48.2	443,076	17,716	425,360			
大学卒	19	45.8	434,841	16,686	418,155			
短大卒	11	49.4	455,663	36,761	418,902			
高校卒	15	50.4	444,245	4,456	439,789			
中学卒	-	-	-	-	-			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)				
								円
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	48	48.6	376,170	7,805	368,365	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職 中間職(課長一係 長間)	行政職4級
	大学卒	24	47.3	375,701	9,531	366,170		
	短大卒	8	48.1	343,770	2,399	341,371		
	高校卒	16	50.9	392,634	7,884	384,750		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	5	41.9	405,220	32,838	372,382		
	大学卒	2	38.0	414,746	39,481	375,265		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	44.6	398,570	28,200	370,370		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	184	44.6	347,482	26,684	320,798	係の長及び係 長級専門職	行政職3級
	大学卒	88	43.4	355,902	26,051	329,851		
	短大卒	30	46.1	347,579	27,391	320,188		
	高校卒	65	45.6	335,709	27,645	308,064		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	106	46.3	382,800	17,275	365,525		
	大学卒	46	46.8	390,905	9,317	381,588		
	短大卒	25	43.9	386,616	34,410	352,206		
	高校卒	35	47.2	366,472	18,568	347,904		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	123	38.7	297,234	19,233	278,001	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一係 員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	56	37.3	296,659	15,546	281,113		
	短大卒	28	38.2	297,892	18,258	279,634		
	高校卒	39	41.1	297,605	25,373	272,232		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	77	40.1	314,460	45,808	268,652		
	大学卒	43	37.9	308,494	49,885	258,609		
	短大卒	10	41.9	310,374	35,859	274,515		
	高校卒	24	45.0	332,537	41,254	291,283		
	中学卒	-	-	-	-	-		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係員	543	35.5	254,732	22,533	232,199		行政職1級
	大学卒	200	32.7	264,051	22,855	241,196		
	短大卒	109	37.3	255,509	22,294	233,215		
	高校卒	229	37.1	245,736	21,471	224,265		
	中学卒	5	43.1	279,887	70,512	209,375		
	技術係員	188	31.5	266,830	32,220	234,610		
	大学卒	94	30.0	278,345	40,864	237,481		
	短大卒	38	29.1	258,219	26,897	231,322		
	高校卒	56	36.4	249,698	18,476	231,222		
	中学卒	-	-	-	-	-		

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級
			きまって支				
			給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)			
支店長	-	-	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長又は工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級 " 7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
工場長	-	-	-	-	-		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	7	55.1	400,438	0	400,438	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	5	56.2	362,359	0	362,359		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	3	51.3	407,208	788	406,420		
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	54.0	419,380	0	419,380		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	4	52.3	358,263	0	358,263	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	50.0	312,365	0	312,365		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	2	47.5	385,210	0	385,210		
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	47.5	385,210	0	385,210		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	12	51.8	413,217	9,986	403,231	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	4	52.5	477,756	0	477,756		
短大卒	2	52.5	436,368	0	436,368		
高校卒	6	51.0	362,475	19,971	342,504		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	3	52.3	427,240	194	427,046		
大学卒	x	x	x	x	x		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	53.0	419,650	0	419,650		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考	対応級			
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)						
								円	円	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	14	52.0	409,746	0	409,746	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級		
	大学卒	2	54.0	414,341	0	414,341				
	短大卒	4	50.5	422,624	0	422,624				
	高校卒	8	52.3	402,159	0	402,159				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	技術課長代理	x	x	x	x	x				
	大学卒	-	-	-	-	-				
	短大卒	-	-	-	-	-				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学卒	-	-	-	-	-				
	事務係長	30	47.0	382,661	46,085	336,576			係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	10	45.5	381,214	18,785	362,429				
	短大卒	8	48.9	426,738	36,942	389,796				
	高校卒	10	49.1	328,655	43,691	284,964				
	中学卒	2	36.5	483,625	231,125	252,500				
技術係長	19	48.4	339,756	36,873	302,883					
大学卒	5	45.8	338,744	16,372	322,372					
短大卒	5	45.6	328,314	35,138	293,176					
高校卒	9	51.3	346,674	49,226	297,448					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務主任	40	39.7	318,515	17,803	300,712	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)			
大学卒	27	38.0	327,612	13,284	314,328					
短大卒	5	38.6	310,165	27,428	282,737					
高校卒	8	47.8	285,738	30,096	255,642					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術主任	27	43.7	298,044	31,361	266,683					
大学卒	5	45.0	311,305	27,902	283,403					
短大卒	12	41.2	296,685	37,092	259,593					
高校卒	10	46.2	293,044	26,215	266,829					
中学卒	-	-	-	-	-					
事務係員	91	36.9	218,581	10,390	208,191				行政職1級	
大学卒	29	34.1	246,366	8,443	237,923					
短大卒	25	34.1	201,302	8,257	193,045					
高校卒	37	41.1	208,478	13,357	195,121					
中学卒	-	-	-	-	-					
技術係員	47	36.5	254,928	29,206	225,722					
大学卒	9	32.9	247,878	16,199	231,679					
短大卒	15	34.4	255,249	36,201	219,048					
高校卒	23	39.1	257,342	29,536	227,806					
中学卒	-	-	-	-	-					

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額		(A)-(B)	備考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)		
研究 関係 職種	研究所長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長 の職名を有する者, 上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	27	51.9	664,831	152,831	512,000	
	研究室(係)長	32	42.9	533,649	123,544	410,105	
	主任研究員	25	36.2	453,118	107,820	345,298	
	研究員	40	28.4	317,358	51,423	265,935	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
教育 関係 職種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	3	57.3	543,500	0	543,500	
	大学教授	26	56.0	466,154	0	466,154	
	大学准教授	23	46.5	432,700	0	432,700	
	大学講師	23	43.0	371,363	0	371,363	
	大学助教	12	37.4	398,018	0	398,018	
高等 学校 関係 職種	高等学校校長	x	x	x	x	x	
	高等学校教頭	6	53.7	499,886	5,650	494,236	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	108	44.7	412,433	23,562	388,871	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	8	55.9	524,175	142,443	381,732	
	一等航海士・機関士	9	49.8	472,529	149,311	323,218	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	14	45.9	415,553	125,204	290,349	
	甲板員・機関員	6	28.7	275,888	86,159	189,729	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電話交換手	4	51.2	232,433	0	232,433	見習, 外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき, 他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	51.5	380,515	10,000	370,515	
	守衛	8	54.4	463,233	20,204	443,029	
	用務員	4	59.5	427,978	24,028	403,950	

第17表 県内民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目				新規学卒者の採用なし
		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	36.9	(42.2)	(57.8)	(0.0)	63.1
	500人以上	68.0	(49.3)	(50.7)	(0.0)	32.0
	100人以上 500人未満	34.0	(34.7)	(65.3)	(0.0)	66.0
	50人以上 100人未満	4.8	(100.0)	(0.0)	(0.0)	95.2
高校卒	規模計	37.8	(45.3)	(54.7)	(0.0)	62.2
	500人以上	78.9	(56.3)	(43.7)	(0.0)	21.1
	100人以上 500人未満	29.1	(30.0)	(70.0)	(0.0)	70.9
	50人以上 100人未満	5.0	(100.0)	(0.0)	(0.0)	95.0

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第18表 県内民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		79.9%
配偶者に家族手当を支給する		(91.8%)
家族手当制度がない		20.1%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,099円
	配偶者と子1人	19,456円
	配偶者と子2人	26,640円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者、父母等については6,500円、子については1人につき10,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第19表 県内民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を実施していない
	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	
33.5%	(14.0%)	(86.0%)	66.5%

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
26.7%	73.3%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第20表 県内民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規 模 計	57.5	42.5	57.1	42.9	54.2	45.8
500人以上	53.1	46.9	53.4	46.6	46.5	53.5
100人以上500人未満	55.5	44.5	56.0	44.0	56.8	43.2
50人以上100人未満	68.2	31.8	65.1	34.9	60.5	39.5

第21表 県内民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0%	(75.5%)	(24.5%)	0.0%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生 計 費 関 係

令和 4 年 4 月 の 標 準 生 計 費 算 定 方 法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食 料 費……………食料
- 住 居 関 係 費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品
- 被 服 ・ 履 物 費……………被服及び履物
- 雑 費 I ……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽
- 雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数（全国）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して算出した令和4年4月の全国の費目別標準生計費を、本県の平均4人値と全国平均4人値の比率で調整して算定した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別，世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第22表 鹿児島市における費目別，世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 31,850	円 40,380	円 51,710	円 63,040	円 74,380
住居関係費	35,150	62,350	49,750	37,160	24,560
被服・履物費	4,610	3,180	4,980	6,780	8,570
雑費Ⅰ	17,470	28,730	41,310	53,880	66,450
雑費Ⅱ	7,080	13,080	15,550	18,010	20,480
計	96,160	147,720	163,300	178,870	194,440

(注) 標準生計費は，総務省の家計調査を基礎に算出した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数(全国)

費目	世帯人員			
	2人	3人	4人	5人
食料費	0.469	0.600	0.732	0.863
住居関係費	1.332	1.063	0.794	0.525
被服・履物費	0.285	0.446	0.607	0.768
雑費Ⅰ	0.258	0.371	0.484	0.598
雑費Ⅱ	0.324	0.385	0.446	0.507

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤			
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人 倍率 (季節 調整値)	完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)			
					全	国	鹿	児
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和2年度	△4.5	0.0	1.10	2.9	293.3	△1.0	241.8	2.1
令和3年度	2.2	△0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	242.7	0.4
令和3年4月	0.6	△0.3	1.09	2.8	300.3	1.6	244.5	1.0
5月		0.2	1.10	2.9	294.9	2.6	240.3	1.4
6月		0.0	1.13	2.9	297.2	2.1	241.8	△0.3
7月	△0.8	△0.1	1.14	2.8	297.7	1.7	243.9	0.6
8月		△0.2	1.15	2.8	295.0	1.3	243.9	1.1
9月		△0.3	1.15	2.8	296.3	1.2	237.9	△1.6
10月	1.0	△0.3	1.16	2.7	298.6	0.8	242.3	△0.9
11月		△0.5	1.17	2.8	298.0	1.3	240.2	△1.4
12月		△0.4	1.17	2.7	298.6	1.2	242.8	0.1
令和4年1月	△0.1	△1.2	1.20	2.8	298.9	2.0	245.8	2.3
2月		△1.2	1.21	2.7	299.5	2.3	242.4	0.8
3月		△1.3	1.22	2.6	304.0	2.2	246.3	1.3
4月		△1.1	1.23	2.5	307.9	2.5	247.3	1.2
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省			

(注) 1 ①は平成27年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑨, ⑩, ⑪は令和2年基準(ただし, ⑨, ⑩, ⑪の令和2年度は平成27年基準)である。
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。

項目 年度 年月	⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)	
	全 国		鹿 児 島 県		全 国	鹿 児 島 県	全 国	鹿 児 島 県
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)
令和2年度	271.5	0.1	228.1	2.7	140.0	144.9	10.6	9.4
令和3年度	274.4	1.1	226.8	△0.6	142.5	145.5	11.7	10.6
令和3年4月	275.9	1.1	228.4	0.0	150.4	153.3	12.1	11.3
5月	272.1	1.4	225.6	0.7	136.0	143.3	11.1	10.4
6月	274.4	0.8	227.4	△1.4	146.9	149.6	11.4	10.1
7月	274.0	0.7	228.4	△0.7	146.9	149.3	11.9	11.0
8月	271.9	0.7	228.9	0.3	135.8	140.1	10.9	9.8
9月	273.6	0.7	223.7	△2.4	141.4	142.0	11.3	9.8
10月	275.1	0.5	227.1	△1.4	144.8	145.9	11.7	10.4
11月	273.9	1.0	225.4	△1.9	145.8	144.9	12.1	10.5
12月	273.7	0.7	227.4	△0.3	144.5	146.2	12.3	11.0
令和4年1月	274.7	1.8	227.6	1.1	136.9	142.4	11.8	11.8
2月	275.2	1.9	224.2	△0.6	136.6	138.4	11.9	10.4
3月	278.9	1.9	227.4	△0.2	144.5	150.1	12.6	11.2
4月	281.9	2.2	228.1	△0.2	149.0	148.1	12.9	11.3
資料出所	厚 生 労 働 省							

項目 年度 年月	⑨ 消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
	全 国		鹿 児 島 市		全 国	鹿 児 島 市	
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
令和2年度	304.5	△5.0	291.4	△4.1	△0.2	0.2	△1.5
令和3年度	311.2	2.2	317.8	9.1	0.1	△0.4	7.0
令和3年4月	338.6	11.5	280.2	11.5	△1.1	△0.9	3.5
5月	317.7	13.1	283.1	19.4	△0.8	△0.6	4.8
6月	281.2	△5.8	290.3	23.8	△0.5	△0.5	4.9
7月	302.8	4.9	390.1	52.0	△0.3	△0.6	5.6
8月	294.1	△3.4	281.7	△10.0	△0.4	△0.6	5.6
9月	295.8	△2.8	226.2	△22.8	0.2	0.2	6.2
10月	312.7	0.1	325.8	△10.0	0.1	△0.3	8.0
11月	304.2	△0.4	522.2	62.5	0.6	△0.1	8.9
12月	344.1	3.1	301.0	△16.9	0.8	△0.5	8.6
令和4年1月	314.4	5.6	308.1	10.3	0.5	△0.7	9.0
2月	285.3	1.6	282.3	△4.8	0.9	△0.3	9.4
3月	343.7	△0.1	322.2	11.4	1.2	0.0	9.3
4月	344.1	1.6	283.4	1.1	2.5	1.4	9.9
資料出所	総 務 省						日本銀行

5 人事院の報告及び勧告の概要

給与勧告

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円（0.23%）

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分^(注)103円〕^(注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

（平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和4年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.20月(改定なし)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
5年度	期末手当	1.20月	1.20月
以降	勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開
業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討